

妙高戸隠連山国立公園  
管理運営計画書

令和3年6月

環境省信越自然環境事務所



## 目 次

I. 管理運営計画作成の経緯.....	1
II. 妙高戸隠連山国立公園の概況.....	2
III. ビジョン.....	6
IV. 管理運営方針.....	9
V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項.....	13
VI. 適正な公園利用の推進に関する事項.....	20
VII. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項.....	23
VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項.....	71

### 資料編

#### <通知等>

・「自然公園区域内における森林の施業について」.....	1
・「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」.....	6
・「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」.....	8
・「妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」.....	10
・「自然公園における法面緑化指針について」.....	19
・「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」.....	21
・「国立公園における通景伐採の取扱いについて」.....	27
・「妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準」.....	28
・「妙高高原地域スキー場事業取扱要領」.....	60
・「戸隠地域スキー場事業取扱要領」.....	66
・「野尻湖畔における栈橋設置取扱基準」.....	71

#### <その他>

・妙高戸隠連山国立公園指定植物一覧表.....	72
・申請書の進達及び指令書交付について.....	78
・管理運営計画検討の経緯.....	79
・妙高戸隠連山国立公園連絡協議会規約.....	80



## I. 管理運営計画作成の経緯

妙高戸隠連山国立公園は、昭和 24 年 9 月 7 日に指定された上信越高原国立公園に、昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域（以下「西部地域」という。）が編入され、その後、平成 27 年 3 月に西部地域が分離独立することで新たに誕生した国立公園である。

上信越高原国立公園西部地域に関する公園計画については、平成 14 年 8 月に第 2 次点検を行い、その後、平成 22 年 12 月に第 4 次点検、分離独立した平成 27 年 3 月に第 5 次点検を実施した。

管理計画書については、上信越高原国立公園の一部として、昭和 58 年 3 月に策定し、その後平成 3 年 3 月及び平成 17 年 4 月に改定を行った。平成 27 年 3 月に新しく分離独立し、周辺の交通網（北陸新幹線の開通等）の整備や、利用者の増加及び利用者層の変化等、本地域を取り巻く社会的状況は大きく変化した。また、「生物多様性国家戦略（2012－2020）」の策定、希少野生動植物種や特定外来生物の追加指定等の国の動き、また本国立公園における生物の生息・生育状況も変化した。平成 26 年 7 月には、管理運営計画作成要領の改訂、平成 27 年 3 月には、「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」（環境省自然環境局国立公園課）が発出され、国立公園のビジョンや管理運営方針、管理運営計画を策定していく必要性が示された。こうした理由により、これまでの「管理計画」を改め、本国立公園の「管理運営計画」を新たに策定することとした。

本計画書では、自然環境の保全と安全快適な公園利用を図るため、国立公園全体の協働型管理運営組織である「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」構成員をはじめ、地域住民も含めた多様な関係者による協働型管理運営を実践することを基本に、本地域の実状に即したきめ細やかな管理・運営の方針を定め、国立公園管理運営業務の一層の徹底と円滑化を図ることとしている。

## Ⅱ. 妙高戸隠連山国立公園の概況

### 1. 国立公園全体の特徴

妙高戸隠連山国立公園は、新潟県、長野県の県境に位置し、妙高火山群、戸隠連峰、雨飾山、その周辺の標高 2,000m 級の山岳とそれらの裾野に広がる高原及び野尻湖を含む地域である。

本国立公園は北部フォッサマグナ上に位置しており、海底に厚く堆積した新第三紀層が隆起して本地域の土台を形成している。これらの隆起した地層は、侵食を受けて削られ、火打山、雨飾山、戸隠連峰、高妻山などの非火山の山々を形成した。その後、富士火山帯の北端に含まれる飯縄山、黒姫山、妙高山、焼山などの火山が形成された。本国立公園は、このような地質的な経緯を経て、生成要因及び時期を異にした、個性的な山容を呈する山々が小面積に群集する、我が国でも傑出した山岳景観を成す地域である。加えて、これらの山麓、山間には、妙高高原、戸隠高原、飯綱高原、雨飾高原など比較的狭い面積の高原地帯が点在し、公園利用の拠点となっている。このほか、溺谷地形が発達した野尻湖を始め、多くの湖沼・湿原が点在し、湖沼景観にも富んでいる。このように、比較的小さな面積の中に、多様な山岳が密集し、点在する高原、湖沼がこれと相まって一体的な自然景観を作り出しており、我が国を代表する傑出した自然の風景地となっている。

また、本国立公園は太平洋側気候区と日本海側気候区の境目に位置し、標高差も大きく、地形的に複雑であるため、動植物相が豊かである。植物は、トガクシソウ（トガクシショウマ）やミョウコウトリカブト等、日本海側要素を有した希少な植物種の自生が見られる。特に、妙高山から雨飾山にかけて頸城山塊を中心として、高山植生や原生的な夏緑林植生が広域に残されており、質の高い自然環境を有している。なお、本国立公園に生息するライチョウ（頸城山系個体群）は、国内北限の生息群として極めて重要な動物群集を形成している。

利用面においては、各地の高原を中心に、夏季の自然探勝及び登山、冬季のスキー利用、通年の温泉利用が盛んで、都市部からアクセスの容易さもあり、多くの利用者に親しまれていることも本国立公園の特徴である。

以上より、火山性連峰やカルデラ、非火山性の孤峰、連峰といった多様な山岳地形が小面積に密集する特有の山岳景観と堰止湖である野尻湖をベースの風景形式とし、それと一体的に形成された山麓部を含む自然生態系や多くの湿原等の景観要素を有する区域やこれらの自然の中で育まれた文化や山岳信仰等が相まって創り出してきた文化景観を有する区域を包含することをもって、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として平成 27 年 3 月に上信越高原国立公園より分離独立し、新たに国立公園に指定された。

## 2. 各地域の特徴

本国立公園を、自然の成り立ちや利用等の社会的条件により、①糸魚川・小谷地域、②妙高地域、③野尻湖・黒姫地域、④戸隠・飯綱地域の4つの地域に区分し、それぞれの自然及び利用の特徴を以下に示す。

### ①糸魚川・小谷地域

糸魚川・小谷地域は、新潟県糸魚川市、長野県小谷村に位置し、雨飾山（標高 1,963m）や焼山（標高 2,400m）、金山（標高 2,245m）等の山岳や笹倉温泉や梶山新湯、小谷温泉など歴史のある湯治場を含む地域である。

雨飾山から金山にかけての南斜面は起伏に富んだ地形が広がっており、特に雨飾山は特異な岩峰で、貫入岩体の特色をよく備えている。大部分は大海川層の砂岩からなることから、地滑りの起きやすい地域である。

雨飾山を中心とする山稜部には、キバナシャクナゲ、ツガザクラ等が生育する偽高山帯植生及び残雪の多い立地に生ずる高茎草原、雪田植生等の特異な植生がみられる。これら周辺にはブナ、オオシラビソ、ダケカンバ等の自然林が良好な状態で残されている。鎌池周辺には、ブナ、ミズナラ等の自然林が残されており、清閑な環境を作り出している。

小谷温泉は、戦国時代に武田信玄の将兵が傷を癒したことから「信玄の隠し湯」といわれ、約 450 年前から湯治の湯として親しまれている。雨飾山は近年の百名山ブームと紅葉の名所であることが広まったことにより、登山者が年々増加している。雨飾高原の鎌池周辺には自然探勝歩道が整備され、写真撮影や散策に多くの人を訪れている。

### ②妙高地域

妙高地域は、妙高山、火打山、焼山、高妻山、乙妻山及びその裾野一帯の標高 430m の山麓地域から標高 2,462m までの山岳地域である。特に妙高山は、山麓部から山頂まで望見され、その容姿と一体となった改変の少ない上部の植生とが本地域の風景の核心となっている。また、通年利用される温泉地が点在し、夏季は高原における自然探勝や登山、冬季はスキー利用を中心とした地域である。

本地域のうち、概ね標高 1,500m 以下の妙高高原と呼ばれる地域は、前山や赤倉山などの妙高山の外輪山を含む妙高山の裾野を形成し、なだらかな地形となっており、ミズナラ、シラカンバを主とする二次林や採草跡地としてレンゲツツジ、タニウツギ、ノリウツギなどの灌木が主となった植生の地域となっている。赤倉温泉、池の平温泉、関温泉、燕温泉などの温泉集落やスキー場、いもり池や苗名滝などの景勝地があり、温泉利用やスキー場利用、一般行楽などの利用が中心となっている。

標高 1,500m 以上の地域は、妙高山から火打山、焼山までを含む急峻な山岳地帯であり、ブナ林や亜高山帯に属するダケカンバ林、高山帯に属するハイマツ群落、雪田植生などが広がり、利用形態もほとんど登山に限られる地域である。また、火打山及びその

周辺では希少なライチョウが生息している。

笹ヶ峰は火打山や高妻山、黒姫山に囲まれた標高 1,300m の高原であり、火打山の登山口となっている。夏季には高原の牧野景観や避暑を求めて多くの利用者が訪れ、自然探勝やキャンプ利用などの自然ふれあいの拠点となっている。

### ③野尻湖・黒姫地域

野尻湖・黒姫地域は、長野県信濃町に位置し、黒姫山及びその裾野に広がる高原、黒姫山の東側に位置する野尻湖からなる地域である。

黒姫山の山頂部には、カルデラ状の地形に火口原が広がり、セツ池及び大池と呼ばれる大小の沼があるほか、原生的な林が残されている。ハイマツ群落やオオシラビソ等の針葉樹群落、キバナシャクナゲ等の高山植物やヒカリゴケ、オサバグサが豊富に生育している。また、南麓には古池や種池といった優れた湖沼景観を有し、ミズバショウ、ヨシ等の湿原植生がみられる。

複雑な湖岸線を有する野尻湖は、その東部が溺谷地形となっているため、出入の激しい美しい湖沼景観を呈している。ナウマンゾウをはじめとした大型哺乳類の化石が多く発掘される貴重な湖である。

野尻湖では、夏は遊覧船が運航され、湖上に浮かぶ琵琶島まで移動でき、カヌー等のレイクスポーツを楽しむことができる。冬は、屋形船の中からワカサギ釣りを行うことができる。黒姫山は登山利用がなされているほか、黒姫高原には森林セラピーロードである散策路が整備され、スキー場の夏季利用も盛んであり、ピクニックや散策で訪れる人が多い。また、冬季利用としては、スキー場のほかにクロスカントリースキーコースも利用されている。

### ④戸隠・飯綱地域

戸隠・飯綱地域は、長野県長野市と飯綱町に位置し、東側には飯縄山、霊仙寺山とその麓の飯綱高原、飯綱東高原が広がり、西側には戸隠高原を挟んで戸隠連峰（高妻山、戸隠山、西岳）がそびえている。

戸隠連峰は、凝灰角礫岩の侵食岩壁が連続しており類例の少ない独特の景観を有している。飯縄山は成層火山であり、溶岩流の跡に集落や田畑が形成されている。

戸隠連峰には、トガクシソウやトガクシギク等の固有種も多く、植生や地形の多様性に応じて動物相も豊かで、ツキノワグマ、ニホンザルをはじめ多くの哺乳類が生息している。戸隠連峰の山麓には戸隠高原が広がり、西麓にはブナの原生的な林、東麓にはカラマツ、シラカンバの人工林のほか、ミズナラ、トチノキ等の広葉樹の自然林がある。また、鏡池や戸隠森林植物園には利用施設が整備され、夏は散策や野鳥観察、冬はスノーシューや歩くスキー等の利用が盛んである。また、本地域にはそれぞれ特徴のある3つのスキー場があり、公園内や公園周辺にキャンプ場が整備されていることから、一年を通じて幅広い利用者が訪れる地域である。飯縄山と霊仙寺山の南麓には大谷地湿原



が、東麓にはむれ水芭蕉園があり、ミズバショウやリュウキンカ等の湿原植生を有している。

また、戸隠高原には山岳信仰により建立された戸隠神社があり、多くの参拝利用がされている。戸隠神社により作られてきた門前町の歴史的景観は、平成 29 年度に中社地区及び宝光社地区が宿坊群としては全国初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

### Ⅲ. ビジョン

本国立公園の地域関係者から幅広く意見を集め、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会設立総会での承認により、平成 28 年 7 月 19 日に以下のとおり本国立公園のビジョンが決定された。

.....

#### **基本理念：温故知新、そして、日本一愛される国立公園へ**

妙高戸隠連山国立公園には、古来より受け継がれ、大事にされてきた自然と文化があります。これらを大切に引き継ぎ、さらに磨きをかける「温故知新」の精神により、より良い国立公園として後世につないでいきます。

また、これまでも多くの人々に愛されてきた地域ではありますが、新たな国立公園となった今、地域皆が協力してきめ細かな国立公園づくりを行うことで、そこに暮らす・暮らしていた人々は「住んでよかった」「この地に帰りたい」と、訪れる人々は「行ってみたい」「行って良かった」と思えるような、日本一愛される国立公園を目指します。

#### **■妙高戸隠連山国立公園の魅力は、「山岳信仰と人々の暮らし息づく、一目五山の風景」です。**

本国立公園の魅力は、第一に、里や高原から火山・非火山の個性的な形の山々を一望できることです。まず火山としては、8 km ごとのほぼ等間隔にポコポコと並ぶ飯縄山・黒姫山・妙高山、噴煙をあげる焼山があります。そして非火山としては、ギザギザとして急峻な戸隠連峰やなだらかな形の火打山、双耳峰の雨飾山などがあります。このように、個性的な形であるため山の名称を認識しやすい山が、コンパクトな国立公園の中にギュッと凝縮して存在しているため、五つもの山を一目で認識することができる「一目五山」の風景が公園内の至る所にあり、少し移動するだけで趣の異なる山容を楽しむことができます。また、多くの高原や、湖・池・湿原なども公園内に存在しており、里では農の営みも盛んです。そのため、「一目五山」の山並みと、森や水辺、日本らしい田園風景がセットになった風景を公園内の里や高原の至るところで目にすることができ、妙高戸隠連山国立公園らしい風景となっています。さらに、本地域は極めてはっきりとした四季を有していることから、これらの風景を、春夏秋冬それぞれの鮮やかな色で楽しむことができます。

第二に、本国立公園内の個性的な山容を持つ山々の多くが、山岳信仰の対象や地域の象徴として、地域の人々に大切にされてきたことです。ここから生じる歴史的な街並みや神社仏閣、祭りや生活習慣は、現在まで受け継がれています。また、冬の豪雪など美しくも厳しい自然と向き合ってきた当地では、工夫を凝らした暮らしぶりや、竹細工など自然資源を活用した伝統工芸の発展等、「自然と共存する知恵を持った文化」が今も息づいています。しかも、コンパクトな国立公園であるにも関わらず、こういった文化や方言なども地域によって少しずつ異なっており、文化もギュッと詰まっていると言えます。そして、厳しい自然と向き合い続けてきた当地に暮らす人々は、温かな人情を持ち合わせています。このように、大

地の営みとそれに寄り添う人々の暮らし・信仰が紡ぐ風景も、本国立公園の大きな魅力です。

第三に、多種多様な動植物の生息地となっていることも魅力の1つです。例えば、本地域の大部分が「重要野鳥生息地」に選定されており、野鳥の宝庫となっています。特に、火打山周辺に生息するライチョウは国内北限の個体群（頸城山系個体群）であり、極めて重要です。また、高山のお花畑、山地帯のブナの原生的な林、山麓の湿原や雑木林など、多様な植生が存在しています。そして、トガクシソウ（トガクシショウマ）やミョウコウトリカブトのように本地域の名前がついている植物もあり、地域の自然資源の象徴となっています。

その他、フォッサマグナ帯に位置し、世界ジオパークに認定されている「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」を含むことや、約7万年の歴史を持ちナウマンゾウ発掘で有名な野尻湖があることなど、大地の歴史ロマンや勢いを体全体で感じるといった、地形地質的な魅力もあります。

**■妙高戸隠連山国立公園の役割は、「色鮮やかな自然があり続けることと、日本一の“自然×文化”の遊学舎(まなびや)であること」です。**

国立公園は、日本の優れた自然の証、そして地域の自然の象徴的な存在です。地域の、そして日本の宝である自然を保全することにより、後世にわたって豊かな自然と四季折々の色鮮やかな風景があり続ける場であることが、本国立公園の存在する大切な役割の1つです。

もう1つの役割は、その豊かな自然が節度を持って利用され、人々に様々な体験を与えられる場であり続けることです。妙高戸隠連山国立公園には、多様な資源とはっきりとした四季があるため、「海以外の遊びや学びを、四季折々にできる」ことが特徴です。例えば、初級者から上級者まで満足できる登山、気軽な自然散策、スキーをはじめとした雪遊び、野尻湖のカヌーをはじめとするウォータースポーツ、釣り、サイクリングや高地トレーニングなど、自然を利用した各種アクティビティを楽しむことができます。これらを体験できる場所は公園内各所に点在しており、本国立公園全体が、いわば「自然遊びのテーマパーク」となっています。また、動植物の自然観察、化石発掘体験、地形地質の学習や山岳信仰に関する体験等、知的好奇心を満たす様々な学びもでき、本国立公園は「自然と文化の博物館」とも言えます。本国立公園ではこのような遊びと学びの体験を併せ、「自然×文化」の遊学舎(まなびや)」と呼ぶこととし、日本で一番、「自然と文化」の「遊びと学び」が充実した国立公園となることを目指します。

また、「癒しの場」となることも、本国立公園の大切な役割の1つです。小谷温泉や妙高高原温泉郷など歴史ある温泉が豊富であることをはじめとして、森林セラピー、地域色豊かな郷土食や温かい心を持つ人々とのふれあい、日本の原風景を思わせる心落ち着く風景などから、本国立公園は人々の心身を癒す場であります。

そして、妙高戸隠連山国立公園はコンパクトな国立公園であるため、これらを体験できる場所もギュッと凝縮していて、短期間に複数の体験をすることができます。また、北陸新幹線や高速道路から近い地域も多く、観光客のアクセスが良いとともに、近隣市街地から近い

ことで地域住民も気軽に足を運ぶことができる、地域に根ざした国立公園でもあります。

**■妙高戸隠連山国立公園の保全・利用の目標は、「先人が築き守ってきた自然と文化を、私たちが自信をもって子供たちに引き継ぐこと」です。**

妙高戸隠連山国立公園には、古来より受け継がれてきた自然と文化があります。守るべき風景や動植物、文化等が何であるのかを再認識した上で、保全します。また、守られた資源を節度を持って利用し、多くの人が自然を楽しむ場にするとともに、自然を大切にする意識を醸成する場とします。なお、単純に多くの利用者があれば良いということではなく、自然の状況や地域に応じて適正な利用者数があることを大切にします。自然や文化が守られ、その自然や文化を求めて多くの人を訪れる国立公園となることで、そこに暮らす・暮らしていた人々は「住んでよかった」「この地に帰りたい」と、訪れる人々は「行ってみたい」「行って良かった」と思えるような国立公園となり、国立公園が地域の糧となります。

これらを実践するのは、今、ここにいる私たちです。私たちが豊かな自然を守り活かし、自信をもって子供たちに引き継いでいきます。

## IV. 管理運営方針

本国立公園の地域関係者から幅広く意見を集め、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会設立総会での承認により、平成 28 年 7 月 19 日に以下のとおり本国立公園の管理運営方針が決定された。

妙高戸隠連山国立公園の共通の目標であるビジョンを実現するためには、取り組むべき施策の方向性を地域皆で共有し、同じ方向を向いて取組みを進めていくことが大切です。そこで、取り組むべき施策の方向性として①～⑨を定め、関係者皆で適切な役割分担のもと取組みます。

注)「(取組みの具体例)」は、具体的なイメージをつかむために、行政関係者や地域住民から出された意見を例として記載したものです。

### ① 北限のライチョウをはじめ、豊かな生物多様性保全の取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、多様な地形地質が存在することや豪雪地帯であること等から、北限のライチョウをはじめとして動植物相がとても豊かな地域です。この豊かな生物多様性が本国立公園内にあり続けることが、本国立公園の役割の 1 つです。

豊かな生物多様性を保全するためには、例えば、調査研究の推進、希少種の保全、外来種対策、人為によって維持される自然の保全再生、野生鳥獣対策などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 国立公園の植物相の把握、ライチョウ保護増殖事業の推進、高山植物の盗掘防止対策の実施、火打山におけるオオバコの対策、樹木の侵入が見られる湿地の保全 等

### ② 妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観保全の取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、火山・非火山の個性的な山容をもつ山岳が密集し、点在する高原や湖沼と相まって美しい自然景観となっているとともに、伝統的な街並みや農の風景など人が紡ぐ美しい風景があります。また、豊かな自然が生み出すきれいな水や空気、静穏な環境もあります。この妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観があり続けることが、本国立公園の役割の 1 つです。

妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観を保全するためには、例えば、街並みや自然景観等良好な景観の形成及び維持管理、展望台や歩道等、風致景観を楽しむ良好な場の形成及び維持管理、自然公園法の遵守、水や大気等の環境保全などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 伝統的な街並みの保全、廃屋の存在等国立公園らしくない街並みの改善、野尻湖の栈橋のあり方の整理、展望地で眺望を妨げている樹木・柵・看板等への対応、散策路及びその周辺の適切な管理とベンチの設置、野尻湖の水質や静音の維持 等

### ③ 登山を活性化させる取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、初級者から上級者まで皆が満足できる変化に富んだ魅力的な登山ルートを有しているとともに、コンパクトな国立公園ながらも日本百名山が4座もあることから、登山は本国立公園における主要な利用形態の1つとなっています。このため、多くの利用者に安全快適に登山を楽しんでいただくことが、本国立公園の役割の1つです。

登山を活性化させるためには、例えば、適切な登山道整備の推進及び適切な維持管理、トイレや山小屋等施設に関する課題への対応、登山ガイドの人材確保やスキルアップ、新潟焼山の火山防災対策や防災教育の推進、安全登山を含めた情報発信の活性化などの取組みが必要です。なお、登山道整備や情報発信に際しては、保全と利用のバランスに配慮します。

(取組みの具体例) 登山道整備に関わる人材や費用の確保、登山道整備方針の整理、携帯トイレの普及、登山口の駐車場不足への対応、自然及び安全に精通するガイドの養成と有資格化、ガイド利用の活性化、火山防災に関する避難訓練の実施、登山マップの作成と効果的な活用、登山届提出の促進 等

### ④ 自然や文化で遊び・学ぶ体験活動を活性化させる取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、日本有数のスキー場の密集地であるほか、散策やカヌー、サイクリングなど、自然を利用した遊びの場となっています。また、動植物の自然観察、化石発掘を含めた地形地質の体験学習、山岳信仰にふれる体験など、多様な体験ができる資源を有しており、自然や文化の学びに適した場でもあります。このため、各種アクティビティやエコツーリズム等体験活動の場となることが、本国立公園の役割の1つです。

自然や文化で遊び・学ぶ体験活動を活性化させるためには、例えば、アクティビティや体験プログラムの充実、ガイドの人材確保やスキルアップ、情報発信の活性化などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 多様なメニューの整備、国立公園の魅力をより詳しく学ぶことができるプログラムへの改善、エコツーリズム推進全体構想の認定、博物館の利用促進、妙高戸隠連山学のガイドへの浸透、雪質の良さなど魅力を活かした情報発信、エコツアーの一元的な情報発信 等

### ⑤ 癒しの場となるような取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、四季折々の日本らしい心落ち着く風景、火山の恵みを受けた多様な泉質の温泉や湯治場、歴史ある神社、おいしい農産物と郷土食、温かい心を持った地域の人々など、人々に癒しを与える多様な資源を有しています。このため、人々の心身を癒す保健休養の場となることが、本国立公園の役割の1つです。

癒しの場となるには、例えば、温泉や神社等癒される施設の利用の活性化、ヘルスツーリズムの活性化、文化や風土に根ざした食の提供、おもてなしの心の構築などの取組

みが必要です。

(取組みの具体例) 泉質の違いを発信することによる周遊利用の推進、森林セラピー基地等の広域利用の推進、ノルディックウォーキングやウェルネスウォーキングの促進、地産地消の推進、郷土料理教室の開催、地域皆でおもてなしをする心の構築 等

**⑥ 「世界に誇れる観光地」となるよう、観光地としての資質を高める取組みをすすめます。**

妙高戸隠連山国立公園は、豊かな自然と文化を求めて国内外から多くのお客様をお迎えする観光地であるため、利用者にとっての安全性や快適性が十分に確保されている必要があります。そこで、全ての利用者が安全快適に滞在することができ、観光地としての資質の高い、「世界に誇れる観光地」となることを目指します。

「世界に誇れる観光地」となるためには、例えば、観光地として必要な施設や空間の整備、ユニバーサルデザイン化の推進、二次交通の改善、利用状況に関する基礎的データの蓄積などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) サインの統一や設置方針の整理、不足する駐車場や渋滞対策の検討、ゆっくり歩き休める街づくり、外国の方が利用しやすい地域づくり、観光利用に供するバスの運行、登山者数の把握 等

**⑦ 地域ぐるみで積極的に情報発信し、「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やす取組みをすすめます。**

妙高戸隠連山国立公園が好きで、一度だけでなく何度でも訪れて下さるリピーターを増やすことが望まれます。そこで、「国立公園のブランド」と「地域としてのまとまり」を活かして地域ぐるみで積極的に国内外に情報発信することにより、「行ってみたい」「もう一度行きたい」と思う「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やすことを目指します。

「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やすためには、例えば、本国立公園の魅力の発掘と活用、効果的な手法を用いた情報発信、魅力的なイベントの開催などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 各自自治体における「国立公園〇〇」の活用推進、公園利用者に対するアンケートによるニーズ把握、周遊観光を促すことに留意した情報発信(ガイドブックやHPの製作)、登山であればアウトドアショップ等対象を絞った効果的な発信手法の確立、SNSを利用した情報発信、登山イベントの実施 等

**⑧ 「故郷、妙高戸隠連山国立公園」となるような取組みをすすめます。**

妙高戸隠連山国立公園が地域住民(周辺住民含む)の心の誇りや暮らしの糧になることで、「住み続けたい」「この故郷に帰ってきたい」「新たな故郷として住んでみたい」と思う地域になることが望まれます。そこで、多くの地域住民が「故郷、妙高戸隠連山国立公園」と思うようになることを目指します。

「故郷、妙高戸隠連山国立公園」と思う人を増やすためには、例えば、地域住民が妙

高戸隠連山国立公園を学ぶ機会の充実、自然環境の保全管理への参加促進、地域資源に関連した生業の維持や雇用の確保などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 妙高戸隠連山国立公園を総合的に学ぶ「妙高戸隠連山学」の創設、地域住民に対する環境学習の推進、外来種駆除等へ参加しやすい体制づくり、ガイド利用の活性化、宿泊施設の通年利用の活性化 等

### ⑨ 協働による取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は2県6市町村にまたがり、その保全と利用の取組みには行政・民間業者・住民・学識経験者等様々な主体が関わっています。そのため、各主体の活動や考えを知り、また意見を言い易い場があることや、課題に対する迅速な対応ができる場があることが必要であり、そのため「協働」による管理運営体制を目指します。

協働の取組みを進めるためには、例えば、協議会の定期的な開催による意見の交換、官民共同事業の実施、ビジョン等の共有などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 定期的な協議会の開催による情報共有や意見交換、地域の方から意見を聞く場の定期的な開催、官民一体となった事業の実施、ボランティアが活躍できる体制づくり、法令の解説 等



## V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

本国立公園は、山岳や高原、湖沼等の自然性の高い景観のほか、温泉や神社仏閣等の人文景観を有していることに加え、ライチョウをはじめとした希少な動植物が分布しているなど、多様かつ豊かな風致景観・自然環境を有している。これらについては、公園の管理運営に関わる多様な地域関係者と連携して適正に保全を図るべきものであることから、以下のとおり地域毎に保全対象を抽出し、それぞれの保全方針を定める。

地域	保全対象	保全方針
全域共通	山岳景観全般	山岳景観を保全するため、その主な構成要素である地形及び植生を保護する。特に、主要展望地から望見される地形及び植生の大規模改変は原則として規制するとともに、工作物の設置にあたっては山岳景観を損なわないよう対応する。また、山岳信仰の対象となっている山においては、山中の史跡等の文化的景観についても保全する。
	湖沼・高原景観全般	山岳及び周辺植生と一体となった、湖沼・高原景観を保全する。そのため、湖沼や高原の主要展望地と、視対象である山岳の間に位置する工作物の設置にあたってはその景観を損なわないよう対応する。湖沼においては、自然形状及び水質を保全するため、人為的地形改変(湿地への踏み込みも含む)を行わず、集水域の保全に配慮し、し尿や雑排水の流入を防止する。自然遷移以外の乾燥化や土砂堆積等により良好な湖沼景観の維持が困難な場合は、適切に対応する。高原においては、森林植生や草原植生を保全するため、植生の維持管理を適切に行う。また、温泉地や歴史的街並みのある地域においては、街並み景観を国立公園にふさわしい情緒ある空間にする。
	動植物全般 (森林性ほ乳類、鳥類、高山蝶、爬虫類・両生類、高山植生、原生的な森林等)	山岳、湖沼及び高原のそれぞれに生息・生育する多様な動植物を保全する。そのため、密猟・盗掘を防止するとともに、良好な生息・生育環境を保全・再生する。 原生的な森林の伐採は避けるとともに、高山植生の保全にあたっては必要に応じて立ち入り禁止等の制札、防止柵等を設置する。 なお、外来種やシカ・イノシシ等、従来生息していなかった種の侵入については、ライチョウ・高山植物その他の希少な動植物への影響が甚大となるおそれがあることから、

			計画的な駆除等により適切に対応することとする。
笹ヶ峰	笹ヶ峰牧場、笹ヶ峰ダム	景観	なだかな起伏の放牧地の中に高木が点在する牧野景観及び牧野景観と一帯となった山岳景観を保全するため、牧野の維持管理が継続されるようにする。笹ヶ峰ダム右岸展望台及び堤体では焼山や金山方向の眺望を考慮し、自然林及び二次林の伐採をはじめ自然改変を抑止する。なお、ダム湖周辺の地すべり地形については必要な対策を講ずる。
		史跡 (上下一心の碑、千部供養塔、夢見平の製材所跡)	笹ヶ峰地区の歴史的資源であるため、周囲の地形改変は抑止する。周囲の高木については史跡の保全を優先し、必要に応じて維持管理を行う。
	ヒコサの滝	滝	水質及び水位・水量を維持するため、特に上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある自然改変を抑止する。
	宇棚の清水、きはだ清水	湧水	透明度の高い水質と周囲のブナ林の風致を保全するため、土砂の流入や水質の悪化、樹木の伐採を抑止する。
	仙人池	湖沼	天然湖沼については、人為に起因すると考えられる改変を抑止する。
	夢見平、池の峰	巨木・大木	樹勢を維持するため、樹木幹周りの無秩序な踏み荒らしがないようにする。必要に応じて立ち入り防止柵の設置や土壌の改良を検討する。
火打山	山岳景観、植生 (雪田植生、火打山のハイマツ群落)		起伏の緩やかな山容を保全するため、地形や植生に影響のある行為を抑止する。
	高層湿原と池塘群 (高谷池湿原、天狗の庭湿原、黒沢池湿原)		高層湿原や池塘群を保全し、周囲の高山植物に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。宿舎や野営場等の飲用水取水利用については、湿原域からの排水量に大きな影響を生じさせない範囲に留め、必要以上の取水は抑止する。

	火打山ライチョウ個体群		国内最小のライチョウ個体群を保全するため個体数に変動を生じさせるおそれのある人為的行為を強く規制する。ただし、個体数の維持・回復のための試験的な行為については除く。冬期のライチョウ等の生息環境を保全するため、杉野沢笹ヶ峰線道路(車道)の北側の特別地域では車馬乗入れ規制を継続する。
	高山蝶		高山蝶の生息環境を保全する。特別保護地区における高山蝶の捕獲については、学術研究のための必要最小限の捕獲以外は認めない。 特に保護すべき蝶類：クモマツマキチョウ、コヒオドシ、ベニヒカゲ及びアサマシジミ(トガクシシジミ)
妙高山	山岳景観		複式火山による独特の山容を保全するため、高標高にある治山林道や源泉施設等の施設の改修にあたっては必要最小限の範囲とする。山岳信仰から生じた景観を保全するため、石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
杉野沢	苗名滝	滝	水質及び水位・水量を維持させるため、上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。
燕温泉	惣滝、称名滝及び光明滝	滝	水質及び水位・水量を維持させるため、上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。
	黄金清水	湧水	湧き水の湧出を維持するため、集水域を含めて保全する。水くみ場周辺は草刈りなど必要な維持管理を行う一方で、集水域と考えられる範囲での樹木の伐採や地形改変は行わないようにする。
関温泉	不動滝	滝	水質及び水位・水量を維持させるため、上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。
池の平	いもり池	湖沼、景観	ミズバショウをはじめとした湿性植物の維持を図るため、区域への流入水の水質及び水量を維持する。特に、外来種の新たな侵入を防止し、管理することの出来ない種については関係機関で連携し抜本的な駆除を行う。いもり池の水面に映る「逆さ妙高」の景観を保持する。

新赤倉	人文景観		山腹にたたずむ歴史ある宿舎と周辺環境とが一带となった雰囲気を保全する。大きな地形改変を伴う計画は認めず、周囲の樹木については必要な維持管理を行う。
戸隠連峰（高妻山～西岳）、戸隠高原	戸隠連峰（高妻山～西岳）	山岳景観	海底隆起から生じた凝灰角礫岩からなる荒々しい山岳景観を保全する。人の踏み付けから植生を保全する。
		山岳信仰から生じた景観（祠、岩屋等）	山岳信仰から生じた景観を保全する。石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
		植生	指定植物が生育する環境を保全する。必要に応じて外来植物の侵入を防止する措置を講ずる。
		高山蝶	高山蝶の生息環境を保全する。特別保護地区における高山蝶の捕獲については、学術研究のための必要最小限の捕獲以外は認めない。 特に保護すべき蝶類：クモマツマキチョウ、コヒオドシ、ベニヒカゲ及びアサマシジミ（トガクシジミ）
	鏡池、小鳥ヶ池	湖沼景観、水質	湖沼からの山岳景観を保全する。また、周辺の植生及び水質の保全の措置を講ずる。
	戸隠森林植物園、越水ヶ原周辺	湿原植生 鳥類	我が国屈指の野鳥の宝庫であり、森林植物園とその周辺に生息・生育する動植物を保全する。人の踏み込みから湿原植生を保全する。
		逆サ川（コガタカワシンジュガイ）	タイプロカリティー（基準標本産地）であるコガタカワシンジュガイの生息環境を保全する。土砂の流入や水質の悪化が発生しないよう措置を講ずる。
	戸隠神社社叢林、史跡等		戸隠神社奥社参道周辺の森は、神社と一体となって優れた風致を作り出しており、神域としての雰囲気を壊すことのないよう措置を講ずる。特に杉並木については、樹齢400年以上を誇る美林であり、補植等の維持管理には配意する。

	戸隠重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の街並み		中社地区・宝光社地区は、戸隠信仰における信仰地点として成立し、近世以降に門前町として独特な集落景観を形成しており、茅葺の宿坊群を含めた集落景観を保全する。
	荒倉山	史跡	鬼女紅葉伝説にちなんだ史跡(紅葉の岩屋等)を保全する。
飯縄山、 霊仙寺山、 飯綱高原、 飯綱東高原	飯縄山、 霊仙寺山	山岳景観、 原生的な 林、サラサ ドウダン群 落	飯縄山の山岳景観、山頂周辺の原生的な林及び風衝植生を保全する。
		山岳信仰 から生じた 景観(神 殿、祠、鳥 居等)	山岳信仰から生じた景観を保全する。石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
	飯綱高原、 霊仙寺山 麓	湿原植生	埋蔵文化財包蔵地においては、極力、開発を抑止する。人の踏み込みから湿原植生を保全する。周辺施設から湿原に直接排水することを禁止する。さらに、湿原を維持するために必要な管理を行う。
黒姫山、 黒姫高原	黒姫山	山岳景観、 原生的な 林(ハイマ ツ群落、コ メツガ・オ シラビン林)	成層火山の特徴的な山岳景観及び山頂周辺部を中心とした原生的な林を保全する。高山植生、大池、七ッ池等の保全を図る。
		植生	ヒカリゴケ群落、オサバグサ群落等の希少植物が生育する植生を保全する。必要に応じて外来植物の侵入を防止する措置を講ずる。また、大ダルミ湿原、大池、七ッ池等の湿原植生を保全する。
	古池・種池	湿原植生	古池・種池周辺の湿原植生を保全する。湿原植生への人の立ち入りを防止する。
湖沼景観、 水質、鳥類		周辺植生を保全し、地形改変を行わず、湖沼景観を維持する。上流に廃水を出す施設を設置させない。また、	

			水鳥の生息環境として、周辺植生の保全に努めるとともに静穏を保持する。
		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地等を破壊する開発は抑止する。開発行為が計画されている場合には、教育委員会等関係機関と連絡を密にし、破壊されないよう留意する。
野尻湖	野尻湖	湖沼景観、水質	野尻湖から望見される山岳景観を保全する。また、周辺植生を保全し、地形改変を行わず、湖沼景観を維持する。し尿、雑排水の流入を防止し、水質の改善を図る。
		植生(ホシツリモ)	ホシツリモをはじめとした水草が生育できる環境を保全する。
		街並み景観	湖畔・湖上からの景観を保全するために、野尻湖周辺の街並み景観を保全する。
		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地等を破壊する開発は抑止する。開発行為が計画されている場合には、教育委員会等関係機関と連絡を密にし、破壊されないよう留意する。
天狗原山、雨飾高原  雨飾山く金山、	雨飾山～金山、天狗原山	山岳景観、原生的な林(ブナ林、コメツガ・オオシラビソ林、ミヤマナラ林)、高山植生、雪田植生	貫入岩により生じた双耳峰の山岳景観、原生的な林及び偽高山帯植生及び雪田植生等の希少植物が生育する植生を保全する。人の踏み付けから植生を保全する。
		山岳信仰から生じた景観(雨飾山山頂の祠)	石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
	中の池	湖沼(フクイマメシジミ)	湖沼への土砂の流入を抑止する。必要に応じて生息環境の改善を行う。
	鎌池	湖沼景観、水質	鎌池周辺のブナ林をはじめとした森林を保全するとともに、周辺施設から廃水が直接流入しないよう配慮する。

			湖畔歩道については維持管理に努め、泥土が池へ流入しないよう必要な措置を講ずる。
--	--	--	---

## VI. 適正な公園利用の推進に関する事項

### 1. 利用の方針

本国立公園は豊富な風致景観及び自然環境資源を有しており、高原や温泉など山岳以外の資源も豊富であるため、登山者だけでなく誰でも利用しやすい公園となっている。さらに、新幹線や高速道路の存在、近隣市街地から近い好立地等により、アクセスの面からも優れている。これら豊富な資源や社会的条件を活用し、レベルに応じた登山、野尻湖のカヌーをはじめとするレイクスポーツ、多彩なスキー場や豊富な積雪を利用したスキーやスノーシュー、風景探勝や動植物観察、温泉利用や参拝等の様々な利用が、幅広い利用者層により四季を通して行われている。

しかし、資源の発掘が十分でないこと、各資源の魅力が十分に利用者に伝わっていないこと、資源が点として存在しており有機的につながっていないこと、時代に即した宿舎や野営場等が提供されていないこと等の問題が存在している。そこで、新たな資源の発掘を行うとともに各資源や各公園事業の魅力に磨きをかける取組みを実施し、エコツーリズムとして活用するとともに、資源を線でつなぎ本地域の魅力を歩いて体感するロングトレイル設置や、宿泊・休憩等の滞在時間の延長等に取り組む。歩く利用にあたっては、登山道をはじめ各散策路等において、自己責任の範囲の明確化と利用者レベルに適した安全快適な利用ができるよう、各山域に合った整備水準に配慮しつつ維持管理を行う。なお、国指定特別天然記念物かつ絶滅危惧ⅠB類のライチョウや戸隠重要伝統的建造物群保存地区等、保全上極めて重要な位置付けにある資源は保全に重点が置かれがちだが、保全意識が高まるような賢明な利用を行うことで、一層保全が促進されるような状況を目指す。これら利用に係る情報は、「妙高戸隠連山国立公園」という1つの観光圏として効果的な手法により発信し、四季を通じた利用、周遊や長期滞在を促していく。また、インバウンド利用に対する考え方も整理していく。

これら取組みにより、地域活性化に資する国立公園を目指すこととし、特に以下の取組みを推進する。

#### ○景観の活用

「風景資源の発掘及び価値付け」、「風景を楽しめる良好な視点場の確保、維持管理」、「滞在したくなる周辺景観と調和した各公園事業のデザインや機能等の改善」等に取り組むことで、「本国立公園らしい景観が保全活用され、その結果として景観が適切に保全されている状態」を目指す。

#### ○歩く利用の活性化

「ロングトレイルの設定」、「サインの統一」、「登山の活性化」、「自己責任範囲の明確化」等に取り組むことで、「本地域の魅力が利用者に伝わり、歩く利用が地域活性化に結びついている状態」を目指す。



## ○エコツアーリズムの活性化

「生物多様性の保全」や、「多様で質の高いエコツアープログラムの作成及びそれを支える質の高いガイドの体制作り」に取り組むことで、「多様で質の高いエコツアープログラムが、複業を含む多くの質の高いガイドによって実施され、本国立公園全体の着地型旅行商品として販売されている状態」を目指す。

## ○情報発信の強化

妙高戸隠連山国立公園が1つの観光圏としてまとめ国内外への情報発信に取り組むことで、「1つの観光圏として、エコツアーを中心とした長期滞在や周遊利用がなされている状態」を目指す。

## 2. 利用ルール

本国立公園の自然を守り、自己責任の範囲の明確化と利用者レベルに適した安全快適な利用ができるよう、下記のとおり利用のルールを定めて、土地所有者、施設管理者及び国立公園関係者（以下「関係者等」という。）間で共通認識を持ち、適正な利用を推進する。必要に応じて地域ごとに適したルールや自己責任の範囲等について関係者等の間で検討する。また、これらの内容については各関係者等において可能な手法での普及啓発活動を行うこととし、多言語での情報発信等を通じて海外からの利用者の理解も醸成する。

### （1）登山道・散策路（以下「登山道等」という。）の利用

- ①登山道等を歩く際は、荒廃を防ぐため道を外れて歩かないこと。
- ②ストックを使用する場合、登山道の状況によっては、先端（石突き）にキャップをつけること。
- ③動植物、鉱物は採取しないこと。
- ④登山前には靴底をきれいにして、登山道等に本来生育しない植物の種等を持ち込まないようにすること。
- ⑤山火事につながり、他の利用者の迷惑になることから、歩行中は喫煙しないこと。
- ⑥登山道等における自転車等の走行やトレイルランニングについては、自然環境保全上重要な場所では行わないこととし、実施する場合も歩行者を優先させること。
- ⑦野鳥観察、植物観察等をする際には、他の利用者の通行の妨げにならないよう配慮すること。

### （2）携帯トイレの持参

登山道等では途中にトイレがない路線が多いため、事前にトイレを済ませ、携帯トイレを必ず持参すること。

### (3) ペットの連れ込み

- ①特別保護地区及び第一種特別地域では、野生生物や利用者への影響に鑑み、歩道等の利用施設であってもペットは連れ込まないこと。
- ②その他の地域においては、利用者への迷惑（動物恐怖症や動物アレルギーの人との近接遭遇、吠える等）及び野生生物への影響を避けるため、ペットを連れ込む際は必ずリードにつなぐこと。ただし、施設内に設置されているドッグランを利用する場合はこの限りではない。

### (4) ゴミの持ち帰り

ゴミの持ち帰りを徹底すること。

### (5) 野営

野営場での野営を基本とすること。

### (6) 野生動物への接近

野生動物への餌付け及び接近は、生物多様性への悪影響及び人的被害が起こる可能性を考慮し行わないこと。

## Ⅶ. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

### 1. 許可、届出等取扱方針

#### (1) 特別地域

特別地域における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国448-1号、環自国448-2号、環自国448-3号）及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例（平成27年3月27日付け環境省告示第40号）において定める許可基準の細部解釈等によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。

行為の種類	地区名等	取 扱 方 針
全行為共通	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園外でも目的が達成できる各種行為は、公園外で実施すること。</li> <li>● 公園計画に合致する利用施設は、原則として公園事業として執行すること。</li> <li>● 各種行為が行われる場合は、現地及び周囲の優れた景観並びに生物多様性の保全に十分留意すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 展望・眺望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の自然環境と調和し、公園利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業たる道路のうち公園利用者の展望の用にも供されている区間等からの展望・眺望に支障がない位置で実施すること。ただし、地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合は、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5章に掲げる保全すべき景観資源の保全をはじめ、風致景観の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とし支障木の伐採及び地形の改変を極力少なくすること。</li> </ul>

		<p>(ウ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り、公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。また、上記のいずれかによって区域内で処理することが決まり、一時的に区域内で保管が必要な場合は、植生破壊及び災害誘発等のおそれのない場所であるとともに極力公園利用者から望見されない場所を選定すること。</li> </ul> <p>(エ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>(オ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事にあたっては、既存樹木を可能な限り保存するものとするが、やむを得ず生じる支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、修景緑化すること。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月環境省自然環境局）を踏まえること。ただし、緑化に用いる地域性種苗の入手が困難である場合には、それ以外の植物を使用することについて個別に判断するものとする。</li> </ul> <p>(カ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法面処理の工法は、周辺の動植物保護及び公園利用者の安全のために最も適した方法を選択すること。</li> <li>● 工事にあたっては、地形に順応させ、極力法面が発生しないようにするとともに、特に優れた樹林等の保存に努めること。</li> <li>● やむを得ず生じた切土面及び盛土面は、風致景観への影響の軽減及び安定化を図るため、緑化等の措置を講ずること。なお、緑化を行う際は、上記「(オ) 修景緑化方法」によること。</li> <li>● 擁壁等は、自然石や木材等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとするとともに、明度の低いものとする。ただし、公園利用者から望見され</li> </ul>
--	--	--

		<p>ない箇所においては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート吹付け工やコンクリート法枠工等のコンクリート施工面が表面に出てくる工法は、施工技術上他の工法がない場合に限定し、顔料混入や表面凹凸などによりコンクリートの明度を低くすること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(キ) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5章の各地域に掲げる「特に保護すべき動植物」を中心とした希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息・生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 行為に際して極力外来種を持ち込まないよう、必要な措置を講ずること。</li> <li>● 湿原及び湖沼周辺地域においては、水質を汚濁させないよう必要な措置を講ずること。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(カ) 法面処理」については、周囲の地形及び地物の状況に応じ、風景になじませる工夫を施すよう配慮すること。例えば、法面形状を緩い法勾配とすること、法肩の線形を現況地形に近いものとすること、法肩にラウンディングを施すこと等の工夫が考えられる。</li> </ul>
1. 工作物	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種施設の敷地選定の際には、施設設置後に周辺の自然景観や環境が極力変化しないことを基本とすること。</li> <li>● 工作物を設置する場合には、大きな樹木や転石、河川、湿地等の当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とすること。</li> <li>● 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、施設の管理運営に支障のない範囲で、全て緑地として管理育成すること。</li> <li>● 屋外照明は安全確保上、必要最小限の数とするとともに、展望の妨げにならない位置に設置すること。また、照明機具は、周辺の自然環境に支障のないものとし、光の色彩は周辺の風致景観及び、動物の</li> </ul>

<p>(1) 建築物</p>		<p>生息に配慮したものを選定すること。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は、10分の2以上の勾配を有する切妻、入母屋、寄棟及び方形等とすること。ただし、車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための小規模な付帯建築物、特殊な用途の建築物、及び日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。</li> <li>● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。自然材料（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とする。ただし、特殊な用途の建築物、及び日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。</li> <li>● 壁面の色彩は、白色系又は茶色系とし、材料は木材、漆喰等の自然材料又はこれに模したものを使用する。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> </ul> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外灯を設置する場合は、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</li> <li>● 車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含すること。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物と外部意匠、色彩、材料等の調和を図る。</li> <li>● 駐車場の取付道路は、風致景観の保護上支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。</li> </ul> <p>(ウ) 後退距離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 積雪地帯であるため、建築物の水平投影外周線は、除排雪作業を考慮した上で、道路及び敷地境界線から極力離すこと。ただし、敷地面積、地形等により後退できない等の明確な理由がある場合には、除雪その他に支障のないよう留意する。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。</li> <li>● 外部意匠について、建築物の高さや屋根の向き・勾配は統一感のある街並み形成</li> </ul>
----------------	--	--

		に特に重要であることから、これらについては周辺建築物と調和をとるよう配慮すること。
飯綱西区	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例で定められている、飯綱西区地区整備計画に準じること。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
中社地区・ 宝光社地区	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例で定められた長野市戸隠伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内の建築物については、保存地区保存計画の「修理(復旧)・修景・許可基準」に準じること。</li> <li>● 保存地区外の地域の建築物については、保存地区内の風致景観と調和した建築物とするよう配慮すること。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul> (イ) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園法施行規則第11条第37項の基準の特例に適合するものとする。</li> </ul>
越水地区	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
野尻湖	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
関温泉、燕 温泉	<審査基準>	

		<p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	大田切川南	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上であること。</li> </ul>
	赤倉温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園法施行規則第11条第37項の基準の特例に適合するものとする。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀座通り及び温泉通りに面した建築物の新築、改築又は増築については、道路境界線と建築物の水平投影外周線との距離を極力離すこと。外壁後退箇所については、緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用する等、街並み景観の向上に資する空間となるよう努める。</li> </ul>
	池の平温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね標高 800mを上限とし、それ以上の標高においては、公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新築を認めないものとする。</li> <li>● いもり池から妙高山方面の眺望を妨げないよう高さ等の風致景観の保護上支障となる要素を抑えること。</li> </ul> <p>(イ) 排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 浄化処理を行っていない汚水及び雑排水は、いもり池及びいもり池に流入する河川に排出しないこと。</li> </ul>
	笹ヶ峰	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新築を認めないものとする。</li> </ul>
	山岳地域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新築を認めないものとする。</li> </ul>
(2) 道路(車道)	全域	<審査基準>



		<p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とし、法面や構造物（トンネル及び除雪帯を除く）が極力発生しないよう十分に検討された計画であること。</li> </ul> <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝の使用や法面形状の工夫等、野生動物の移動を妨げない対策、及びロードキルを防ぐ対策を講ずること。</li> <li>● 橋梁の色彩はこげ茶色系又は灰色系とし、外部意匠、欄干の色彩等については、周囲の風致景観と調和のとれたものとする。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を低くすること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> <li>● 防護柵は、原則としてガードケーブルを用いることとし、色彩はケーブル部分を除きこげ茶色系とすること。安全確保上等やむを得ない場合は、ガードレールも可とし、色彩はこげ茶色系とする。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 案内標識等の数及び規模は必要最小限とし、外部意匠、規格等の統一を図ること。</li> <li>● 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上等やむを得ない場合に限定し、必要最小限のものとする。また、その支柱等の色彩はこげ茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 落石防止柵、雪崩防止柵等の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色系又は光沢のない灰色系とすること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(ウ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、撤去することにより</li> </ul>
--	--	--

		<p>周辺の自然環境の崩壊が進行する場合等やむを得ない理由により撤去することが困難な場合は、この限りではない。</p> <p>(エ) 盛土・掘削土</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 掘削土を谷側や周囲へ流出させないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 公園区域外から土石を持ち込む場合は、極力外来種を持ち込まないよう、必要な措置を講ずること。</li> </ul>
(3) 配電・送電・通信施設	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者から望見される既存施設については、建替えに際し、可能な限り展望に支障がない位置への設置や地下埋設等を行うこと。</li> <li>● 高さ及び本数は必要最小限とすること。</li> <li>● 電柱に設置する支線カバーの取付は、通行者に接する可能性のある場所等、危険防止のために必要な場所以外の設置は避けること。</li> </ul> <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の支柱部分は、原則としてこげ茶色とすること。ただし、背景が岩盤や空等、灰色系の方が風致景観の保護上の支障が軽減されると判断される場合は、灰色系も可とするとともに、木柱の場合は素材色も可とする。アンテナ等支柱以外の部分についても、可能な限り支柱部分の色彩と同色とすること。また、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、周囲の風致景観との調和を考慮した上で、既存工作物と調和する色彩も可とする。木材を使用する場合は素材色も可とする。</li> <li>● ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色系又は黒灰色系とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、周囲の風致景観との調和を考慮した上で、既存工作物と調和する色彩も可とする。</li> </ul> <p>(ウ) 既存工作物への付帯等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信施設は、極力建築物等の既存工作物へ付帯（添架）させること。</li> <li>● 電力線、通信線等は、極力建築物の裏面に回線を回すこと。</li> <li>● 電力施設、通信施設が近接する場合は、</li> </ul>

		極力共架又は既存支柱へ付帯（添架）させること。
	神社境内地内	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として地下埋設とする。ただし、建築物の後背地等風致景観の保護上の支障が小さい場合や規模の小さな神社などは、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート柱を設置する場合は、こげ茶色系とする。</li> </ul>
(4) 自動販売機	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存建築物への付帯とし、軒下、建築物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。また、設置する数は必要最小限とすること。</li> </ul> <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 茶色系又は建築物壁面と同一配色とすること。</li> </ul> <p>(ウ) 照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品見本のように光が照射されるようにする等、漏れ光を低減する措置を講ずること。</li> <li>● 必要以上の光量を発生しないものとする。</li> </ul>
(5) ライトアップ設備	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然物を照射対象としたライトアップは、生態系へ影響を及ぼす可能性があるとともに、自然環境の静寂な状態を損なうなど周辺の風致景観に支障を及ぼすことから、原則として認めない。</li> <li>● 工作物を対象としたライトアップは、期間や周囲の自然環境等に鑑み、総合的に判断する。</li> </ul>
(6) 栈橋	野尻湖	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用されている栈橋は、風致景観の保護上の支障及び安全面の観点から、適切な維持管理に努める。</li> <li>● 使用されていない栈橋は、所有者、関係機関等で連携し撤去に努める。</li> <li>● やむを得ず栈橋を新設する場合は、老朽</li> </ul>

		<p>化した栈橋を撤去し、周囲の栈橋の整理統合を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共栈橋は公園事業として執行するものとする。</li> <li>● 公共栈橋を除く栈橋については、関係機関と協力し指導を行うものとする。</li> <li>● 栈橋使用業者に対し、油汚染の防止等野尻湖の汚染を防止するよう指導する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高戸隠連山国立公園野尻湖畔における栈橋設置取扱基準によるほか以下の基準とする。</li> <li>● 魚類の産卵場となっている部分については、既存施設の維持補修にとどめる。</li> <li>● 栈橋の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。材料は木材、石材等の自然材料又はこれに模したものを使用する。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 施工にあたっては、野尻湖の水質を汚濁させないよう必要な措置を講ずるほか、埋蔵文化財等についても配慮すること。</li> </ul>
(7) 湖面浮遊工作物	野尻湖	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ブイ等、小規模なもの以外は認めない。ただし、植生復元施設等野尻湖の保全に資する工作物については、この限りではない。</li> </ul>
(8) 治山・治水・砂防施設	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害を回避する対象や対策を講ずる必要性を明確にすること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとするとともに、明度の低いものとする。鋼材部分については風致景観に配慮した色とする。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 周囲の自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土保全や災害防止のため公益性が高いものではあるが、主要展望地から望みされる位置への設置は極力避けるとともに、避けることができない場合は風致</li> </ul>

		<p>景観の保護に配慮された工法や意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の樹木の保存に努めること。</li> <li>● 水生生物の生育環境に配慮し、可能な限り魚道等を設置するなどの構造及び工法とするよう努めること。</li> </ul>
(9) 護岸工	全域	<p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多自然川づくりを基本とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として自然石による石積み又は籠型の護岸工法を用いる。やむを得ず他の工法を用いる場合は、自然材料を模した表面仕上げとするとともに明度の低いものとする。また、鋼材部分については風致景観に配慮した色とする。ただし、公園利用者から望見されない場合においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 周囲の自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質を汚濁させないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 水生生物の生息・生育環境に配慮した構造及び工法とするよう努めること。</li> </ul>
	野尻湖	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水位変動等により浸食が進んでいる箇所への湖岸保全施設の設置は、必要性及び風致景観の保護上の支障を十分に検討した上で計画する。</li> </ul>
(10) 運動施設	関山、赤倉温泉、池の平温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>以下の要件のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(ア) 既存の民宿、保養所等の宿泊の用に供する建築物と同一敷地又は隣接する敷地において行うもの。</p> <p>(イ) 民宿、保養所等の宿泊の用に供する宿泊施設が合同で当該宿泊施設の周辺の敷地において行うもの。</p> <p>(ウ) 地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うもの。</p>
	関温泉、燕温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うものに限る。</li> </ul>

	大田切川南	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的には認めない。ただし、白田切川土石流災害復旧のための土捨場跡地及び地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うものについては、この限りでない。</li> </ul>
	杉野沢	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 標高 800mを越える位置にあり、妙高山麓の眺望景観を保全するため認めないものとする。</li> </ul>
	笹ヶ峰	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 標高 900mを越える位置にあり、妙高山麓の自然景観を保全するため認めないものとする。</li> </ul>
2. 木竹の伐採	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な展望地や道路沿い等において眺望確保のために行う通景伐採、二次林の維持のために行う伐採、人工林から自然林への樹種転換のための人工林伐採等、風致景観の維持のために行う伐採は、樹木の繁茂の状況や場所の特性等に応じて、計画的に実施すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園内における森林施業は、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和 34 年 11 月 9 日付け国発第 643 号国立公園部長通知及び昭和 48 年 8 月 15 日付け環自企第 516 号環境庁自然保護局長通知）」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。</li> <li>● 通景伐採は、視点と視対象との関係性を考慮した上で必要最小限にするとともに、伐採痕が極力見えない方法とすること。</li> <li>● 人工林から自然林への樹種転換のための人工林伐採は、再生計画等を策定した上、望見されやすい場所等必要に応じて植樹と同時に行うものであること。</li> <li>● 土場、作業道及び架線は、極力公園利用者から望見されないような配置とすること。また、土砂の流出が生じないように必要な措置を講ずるとともに、盛土のための土石は工事箇所やその周辺の掘削によって生じた土石を用いる等、外来種の侵入防止及び在来種による緑化を促</li> </ul>

		すための対策を講ずること。
3. 高山植物の採取・播種	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術研究その他公益上必要な行為のために行われるもの以外は行わないこと。 (6. 学術研究共通を参照)</li> <li>● 植生回復のための行為については、科学的な検討を行った上で、計画的に実施するものであること。</li> </ul>
4. 土石の採取 (1) ボーリング	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の新築等の設計に必要な地盤調査は、その工作物の新築等に関する許可見込みについて考慮した上で、判断すること。</li> <li>● 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。</li> <li>● 地熱開発のための掘削に関しては、令和3年9月30日付け環自国発第2109301号「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」に適合するものであること。</li> </ul>
(2) その他の土石の採取	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術研究その他公益上必要な行為のために行われるもの以外は行わないこと。 (6. 学術研究共通を参照)</li> <li>● 河床や湖床を低下させることを目的として行う土石の採取は、採取した土砂により周辺植生を損傷しないよう必要な措置を講ずること。</li> </ul>
5. 広告物 (1) 歩道（登山道、園路及び探勝歩道を含む。）に係る標識類（仮設を除く）	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準」によること。よりがたい場合は、「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月（令和4年3月改定）環境省自然環境局自然環境整備課）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとする。</li> <li>● 乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</li> <li>● 維持管理に努め、老朽化したものや不要となったものは、速やかに撤去又は更新を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置、規模</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導標識は可能な限り統合し、主要道路からの分岐点等、必要と認められる場所に設置すること。</li> <li>● 案内標識は、駐車場、バス停周辺等利用者が集中する利用者の利便性が高い地点で、かつ風致景観の保護上の支障の少ない位置に設置すること。</li> <li>● 表示面積及び設置数は、目的及び効果を考慮し必要最小限とすること。</li> <li>● 展望地においては、公共性の高い公園利用に係る標識のみ認めることとし、設置にあたっては、標識類が展望の妨げとならないよう、位置や高さに十分留意すること。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地色はこげ茶色系又は黒色系とする。ただし、法令に基づくものや看板の認識性向上のために必要な場合は、この限りではない。</li> <li>● 表示に用いる文字は白色又は黒色を基調とするが、地図や記号類はこの限りではない。ただし、通常の規定以外の色の使用は必要最小限とし、明度・彩度の高い色彩の使用は極力避ける。</li> <li>● 主要材料は木材等の自然材料とすること。ただし、強度の確保等、自然材料を使用することが困難と認められる場合は、この限りではない。</li> <li>● 照明を使用する場合は必要最小限の数量にするとともに、動光、点滅を伴わない白色系（昼光色・昼白色・電球色のいずれも含む）の照明とすること。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り外国語を併記すること。</li> </ul>
(2) その他広告物	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園の風致景観の維持のため、極力設置しないものとする。</li> <li>● やむを得ず設置する場合は、乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</li> <li>● 広告物の維持管理に努め、老朽化したものや不要となったものは、速やかに撤去又は更新を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>色彩、材料等は以下のとおりとする。一時的</p>



		<p>なイベント等において設置又は掲出される広告物等についてはこの限りではないが、設置数を必要最小限にするとともに、周囲と不調和な色は使用しない等、可能な限り風致景観の保護上の支障を軽減すること。</p> <p>(ア) 位置、規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 表示面積及び設置数は、目的及び効果を考慮し必要最小限とすること。</li> <li>● 誘導看板は、主要道路からの分岐点への設置を原則とすること。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地色はこげ茶色系又は黒色系とするが、法令に基づくものや看板の認識性向上のために必要な場合は、この限りではない。</li> <li>● 表示に用いる文字は白色又は黒色を基調とするが、地図や記号類はこの限りではない。ただし、通常の規定以外の色の使用は必要最小限とし、明度・彩度の高い色彩の使用は極力避ける。</li> <li>● 主要材料は極力木材等の自然材料とすること。ただし、強度の確保等、自然材料を使用することが困難と認められる場合は、この限りではない。</li> <li>● 照明を使用する場合は必要最小限の数量にするとともに、動光、点滅を伴わない白色系（昼色光・昼白色・電球色のいずれも含む）の照明とすること。</li> </ul> <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 恒常的に設置するのぼりや立て看板（イーゼルを用いた掲示等、店舗情報を伝えるための小規模な看板は除く）は認めない。</li> <li>● スキー立て、ベンチ等には広告物を表示しないこと。</li> <li>● 彫刻美術品等を装飾の目的で、道路沿線、園地、広場等公園利用者の目に触れる公共の場所に設置しないこと。</li> <li>● 遭難碑、慰霊碑等は、山麓部の合同碑以外は認めない。</li> <li>● 歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために設置するものについては、当該地と密接な関係をもつ場所であって、当該地及び周辺の風致景観に違和感を与えない場所を選定すること。</li> </ul>
--	--	---

		<p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り、「妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準」に準じること。</li> </ul>
6. 学術研究 共通	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 採取や捕獲等の数量については、研究目的に照らして必要最小限とすること。また、採取や捕獲等した試料を必要とする他の調査研究者が現れた場合には、可能な範囲でその試料を提供する等、共同で利用すること。行為にあたっては、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行の上、調査研究中であることを示す腕章等を目立つ場所に着用すること。</li> <li>● 公園利用者の集まりやすい場所や時間における行為は極力避けること。</li> <li>● 調査結果を信越自然環境事務所長あてに報告すること。</li> <li>● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講ずること。</li> <li>● 特別保護地区における高山蝶の捕獲については、学術研究のための必要最小限の捕獲以外は認めない。</li> </ul>
7. 土地の形状変更	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の形状変更は自然の風景に大きな影響を与え、自然らしさを失わせる場合が多いため、可能な限り風致景観の保護上の支障を軽減する措置を講ずること。</li> <li>● 公園区域外から土石を持ち込む場合は、外来種を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 河床や湖床を低下させることを目的として行う土地の形状変更は、採取した土砂により周辺植生を損傷しないよう必要な措置を講ずること。</li> </ul>

## 2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第22040111号）によるほか、下記の取扱方針（審査基準、配慮を求める事項）によるものとする。

事業の種類	地区名等	取扱方針
全事業共通	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）に沿うような施設形態・施設内容とすること（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない）。また、良好なサービスを提供すること。</li> <li>● 周囲の優れた景観及び生物多様性の保全に十分配慮すること（施設自体も周囲の風致景観や自然環境に影響を及ぼすことがないように設置すること）。</li> <li>● 自然環境や景観に配慮しながら、できる限りハード及びソフトのユニバーサルデザインへの対応を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地選定の際には、施設設置後に周辺の自然景観や環境が大幅に変化しないことを基本とすること。</li> <li>● 工作物を設置する場合には、大きな樹木や転石、河川、湿地等の当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とすること。</li> <li>● 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、施設の管理運営に支障のない範囲で、全て緑地として管理育成すること。</li> </ul> <p>(イ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園区域外に搬出すること。ただし、事業敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。また、上記のいずれかによって区域内で処理することが決まり、一時的に区域内で保管が必要な場合は、植生破壊及び災害誘発等のおそれのない場所であるとともに、極力公園利用者から望見されない場所を選定すること。</li> </ul> <p>(ウ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事にあたっては、既存樹木を可能な限り保存するものとするが、やむを得ず生じる支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、可能な限り修景緑化すること。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月環境省自然環境局）を踏まえること。</li> </ul>

		<p>(エ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>(オ) 広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各公園事業の広告物は1. 許可、届出等取扱方針の5. (1) 公園利用に係る標識類と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(カ) 自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各公園事業施設に自動販売機を設置する場合は、1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(4) 自動販売機と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(キ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法面処理の工法は、1. 許可、届出等取扱方針の全行為共通(カ) 法面処理と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(ク) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の全行為共通(キ) 自然環境の保全と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(ケ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の全行為共通(ク) 付帯施設と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(コ) 管理運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全快適な利用のため、施設の点検補修、清掃、草刈り等の維持管理を定期的に行う。</li> <li>● 周囲の自然環境の保全に十分配慮し、ゴミやし尿の適切な処理や騒音防止等の対策を講ずる。</li> <li>● 宿舎、休憩所、公衆便所等の利用施設から排出されるし尿、雑排水、生ゴミなどの廃棄物については、周囲の自然環境へ悪影響を与えないよう、施設管理者が適切に処理すること。</li> <li>● 特に公園利用者が集まりやすい場所や通過の多い場所においては、危険木を適切に処理する。また、必要に応じて通景伐採や、周囲の林分等の自然環境の適切な維持管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(キ) 法面処理」については、周囲の地形及び地物の状況に応じ、風景になじませる工夫を施すよう配慮すること。例えば、法面形状を緩い法勾配とすること、法肩の線形を現況地形に近いものとする、法肩にラウンディングを施すこと等の工夫が考えられる。</li> </ul>
全事業に共通する	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(1) 建築物、全域(ア)</p>

建築物		<p>外部意匠・色彩・材料（イ）付帯施設（ウ）後退距離と同様の基準とする。ただし、事業及び地域ごとに別に定めがある場合はこれによるものとする。</p> <p>意匠配色が基準に適合しない建築物のうち、主要眺望地点及び施設利用者から望見されない、または風致景観に大きな影響を与えないものであって、公園利用上重要な施設についてはこの限りではない。</p> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁面後退した箇所は、除雪に支障のない範囲で緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用する等、街並み景観の向上に資する空間となるよう配慮すること。</li> <li>● 建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。ただし、休憩所や案内所等、建築物を見せることが公園利用上適切なものについては、この限りではない。</li> <li>● 外部意匠について、建築物の高さや屋根の向き・勾配は統一感のある街並み形成に特に重要であることから、これらについては周辺建築物と調和をとるよう配慮すること。</li> <li>● 周囲の山岳景観等の優れた自然環境を取り込んだ景観とするため、建築物や修景緑化樹木等が展望を著しく遮らないよう、位置や高さに十分配慮する。</li> </ul>
	飯綱西区	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（1）建築物、飯綱西区と同様の基準とする。</li> </ul>
	戸隠中社区・宝光社区	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（1）建築物、戸隠中社区・宝光社区と同様の基準とする。</li> </ul>
道路（車道）	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路交通の安全を確保するとともに、公園利用に供される車道であることから、眺望や良好な森林景観を確保する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（2）道路（車道）、全域、審査基準（ア）線形・勾配（イ）付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等（ウ）廃道の取扱い（エ）盛り土・掘削土と同様の基準とする。</p> <p>（オ）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者の多い区間は、歩行者が安全に通行できるよう整備すること。</li> <li>● 路傍駐車場は、道路改良に伴い発生した旧道敷を活用する等、必要に応じて整備する。特に好展望箇所において</li> </ul>

		<p>は地形改変が最小限の範囲において、車両通行上支障のないよう積極的に整備すること。</p> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿線に景観資源となる山岳や湖沼等がある場合は、景観資源方向への視線を遮る構造物を極力設置しないこと。</li> <li>● 歩道の整備方法の検討にあたっては、歩道の新設や拡幅のほか、車両がスピードを出しにくくする舗装や線形への変更、公共駐車場等の整備による交通量の削減、一方通行化や迂回路の設置等、場所の特性に応じて十分に検討すること。</li> </ul>
	関山燕線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地帯の勾配のある道路であるため、除雪や公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> <li>● 妙高山の眺望を妨げないように、付帯施設等の設置に配慮する。</li> <li>● 雪崩防止やトンネル内の照明など、安全に配慮したものとする。</li> </ul>
	北赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地帯の道路であるため、除雪や公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> <li>● 妙高山の眺望を妨げないように、付帯施設等の設置には配慮する。</li> <li>● 赤倉温泉周辺は公園利用者の多い地域であることから、屈曲部分の線形改良や必要幅員確保等により公園利用者の安全に配慮する。</li> </ul>
	関赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の安全と大田切川の風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>関温泉方面から望見される区間は、大田切川の田切地形の風致景観保護のため、特に法面処理については緑化等の風致景観の維持に配慮したものとする。</p>
	燕赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関温泉及び燕温泉周辺は、公園利用者の安全と大田切川の風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> <li>● 赤倉温泉周辺は勾配もあり曲線部も多い道路であるため、公園利用者の安全に配慮した道路整備とする。</li> </ul>
	赤倉池の平線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地帯の道路であるため、除雪や公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</li> </ul>
	杉野沢笹ヶ峰線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。特に、杉野沢周辺は急カーブの多い路線であり、安全対策に留意する。</li> <li>● 笹ヶ峰牧場など沿線の利用拠点には、路側駐車帯や案内標識等の設置を検討する。</li> <li>● 道路外への車両侵入による植生の破壊及び荒廃の防止のため、土地管理者又は道路管理者による進入防止柵や車止めの設置をする。</li> </ul>
	笹ヶ峰小谷線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 未改良区間の多い山岳森林地帯であるため、風致景観の維持と公園利用者の安全性を考慮した整備を図る。</li> </ul>
	戸隠高原線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて入口標識等を整備する。</li> <li>● 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</li> </ul>
	戸隠越水線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠連峰の眺望に配慮した道路整備とする。</li> </ul>
	鏡池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の拡幅は極力行わず、線形の維持に努める。</li> </ul>
	戸隠線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて入口標識等を整備する。</li> <li>● 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</li> </ul>
	小谷温泉湯峠線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて鎌池及び湯峠には駐車場を付帯させる。</li> </ul>
	野尻湖周廻線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて駐車場、展望施設等を付帯させる。</li> <li>● 自転車や歩行者の安全に配慮した整備を行う。</li> </ul>
道路（歩道）	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用を促進するための基幹的な施設であることに配慮し、登山道、自然探勝歩道、長距離自然歩道等の歩道の種類や公園利用者層、周辺の自然環境等に応じた、適切な水準の整備を行う。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然探勝歩道にあつては、単に最短距離で目的地に至るものでなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習する路線選定とするとともに、公園利用者の安全に配慮した整備を行う。</li> <li>● 荒廃区間及び未整備区間の改良整備に際しては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。特に高山植物の保護及び公園利用者の安全に配慮した整備に留意する。また、管理体制を明確にする。</li> <li>● 標識等は、登山や自然学習等の歩道の目的に沿った整備を進める。特に、登山口には登山にあつての必要事項を明示することとし、現在、複数の案内標識や注意喚起標識等が設置されている場所においては、設置者間で協力して極力統合を図るものとする。</li> <li>● 湿原部分への歩道の設置は、極力回避する。やむを得ず設置する場合は適正な路線を検討し、木道設置による湿原の環境変化が生じないように留意するとともに、待避所を設ける等踏み込み防止のための対策を講ずる。</li> <li>● 場所の特性や公園利用者層に鑑み、利用拠点のユニバーサルデザインに配慮した整備を進める。</li> <li>● 車道横断箇所や車道沿いの区間等については、歩行者の安全確保に留意する。</li> <li>● 雨水等による浸食や公園利用者の踏圧による裸地化が進まないよう、木道、立ち入り防止柵、排水溝の設置等、必要な措置を講ずる。</li> <li>● 草刈りや標識の補修等、維持管理を徹底する。</li> <li>● 高山植物の盗掘防止や歩道状況等の把握のため、関係者によるパトロールを実施する。</li> <li>● 野外に糞尿が放置されないよう、適切な対策を講ずる。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝の使用や法面形状の工夫等、野生動物の移動を妨げないように対策を講ずること。</li> <li>● 橋梁の色彩はこげ茶色系又は灰色系とし、外部意匠、欄干の色彩等については、周囲の風致景観と調和のとれたものとする。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を低くすること。</li> <li>● 防護柵は、登山道、自然探勝歩道、長距離自然歩道等の歩道の種類や公園利用者層、周辺の自然環境等に応じた、適切な水準の整備を行う。色彩は原則こげ茶色系とするが、安全確保上やむを得ない場合はこの限りではない。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 落石防止柵、雪崩防止柵等の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色系とし、網の部分をこげ茶色系又は光沢のない灰色系とすること。</li> <li>● 公園利用者の安全を確保するため、避難小屋を整備する</li> </ul>
--	--	--



		<p>場合は、「1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(1) 建築物、全域、審査基準(ア) 外部意匠・色彩・材料(イ) 付帯施設」と同様の基準とする。</p> <p>(イ) 法面処理</p> <p>法面処理は極力行わない工法を取ること。公園利用者の安全確保上やむを得ず法面処理を行う場合は、場所の特性に応じて適切な整備水準を十分に検討した上で、全事業共通(キ) 法面処理の基準に適合すること。</p>
	鋸岳雨飾山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨飾山の眺望などが優れた地点については、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。</li> <li>● 未整備区間が大半であり公園利用者も多くない区間であることから、未整備区間の改良整備に際しては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。</li> </ul>
	中部北陸自然歩道線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山岳や湖沼の眺望などが優れた利用拠点には、風致景観の維持等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。また、車道横断箇所の注意標識や車道沿い区間の歩道整備を図る。</li> </ul>
	藤巻山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 五最杉集団施設地区、妙高少年自然の家近く、子供や家族等による里山のハイキングなど自然探勝のための歩道として、一部急峻地の防護柵、利用拠点の案内標識等の整備を図る。</li> </ul>
	神奈山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山山頂の眺望などが優れた地点については、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。また、地形的に崩落が起こりやすい箇所が多いため、計画的な整備を検討する。</li> </ul>
	妙高連峰縦走線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山、火打山等の縦走登山道として公園利用者が多い。山岳登山路であり案内標識、誘導標識等を適切に配置するとともに、周辺植生の保全のため、必要性を十分に検討した上で路面保護、階段及び保護柵等の整備を図る。</li> <li>● 赤倉温泉源泉の管理道路と重複している部分については、整備及び管理にあたって関係者と調整の上実施するものとする。</li> <li>● 歩道区間内にある焼山は火山活動が活発であり、火山に関する情報を案内標識や山小屋を通じて公園利用者への周知を図る。</li> </ul>

大倉池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 未整備区間が大半であることから、計画的な整備が図られるよう検討する。</li> <li>● 燕温泉源泉の管理道路と重複している部分については、整備及び管理にあたって関係者と調整の上実施するものとする。</li> </ul>
富士見平 黒沢池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全域を参照</li> </ul>
赤倉温泉 妙高山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山麓赤倉線索道の終点である駅舎周辺では、自然探勝のための歩道として整備し、これより上部においては妙高山への登山道として、歩道周辺の植生を保全しつつ整備する。</li> </ul>
池の平赤 倉山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山の眺望などが優れた地点については、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。</li> <li>● 未整備区間が大半であり公園利用者も多くない区間であることから、未整備区間の改良整備に際しては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。</li> </ul>
笹ヶ峰笹 倉温泉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山や金山などの眺望などが優れた地点については、風致景観の維持等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。</li> <li>● 山岳登山路であり、案内標識、誘導標識等の適切な整備を図る。</li> <li>● 歩道区間内にある焼山は火山活動が活発であり、火山に関する情報を案内標識や山小屋を通じて公園利用者への周知を図る。</li> </ul>
ヒコサの 滝笹ヶ峰 線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 笹ヶ峰地区における自然探勝歩道として整備し、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
笹ヶ峰高 谷池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山又は火打山への到達歩道として公園利用者が多いため洗掘を防止する必要がある箇所は飛び石や木道整備を積極的に図る。</li> </ul>
笹ヶ峰探 勝線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 笹ヶ峰地区における自然探勝歩道として整備し、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
戸隠線	<p>&lt;基本方針&gt;</p>

(戸隠集團施設地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠集團施設地区内を有機的に連絡し、自然及び人文の興味地点を巡ることができる歩道網の整備を図る。</li> </ul>
戸隠連峰縦走線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠山又は高妻山への到達歩道として公園利用者が多い。崩れやすい地形であるため、必要最低限の歩道の規模を確保する。</li> </ul>
戸隠牧場一不動線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠山又は高妻山への到達歩道として公園利用者が多い。公園利用者の安全を確保するため、避難小屋及び公衆便所(携帯トイレブース)等の適切な維持管理を行う。</li> <li>● 公園利用者の利用と実態を合わせるため、必要に応じて歩道の位置の見直しを行う。</li> </ul>
弥勒新道線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 急勾配の歩道であるため、必要性を十分に検討した上で、鎖や階段等の整備を図る。</li> </ul>
戸隠牧場一の鳥居線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一の鳥居苑地から飯縄神社奥宮の区間については、飯縄山への到達歩道の中で最も公園利用者が多い。歩道の複線化、拡幅、土壌の流出等を防ぎ、歩道の維持を図る。</li> <li>● 必要性を十分に検討した上で、歩道の位置の見直しを行う。</li> </ul>
戸隠牧場随神門線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠牧場と奥社参道随神門を結ぶ自然探勝歩道として、標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
戸隠奥社線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の多い自然探勝歩道であることから、戸隠神社奥社社叢林に踏圧等による負荷を与えない整備を図る。</li> </ul>
戸隠中社随神門線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠集團施設地区から鏡池、奥社参道随神門へと至る自然探勝歩道として、標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
越水瑠璃山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ぬかるみの多い登山道であるため、必要に応じて、水抜き工等を行い、歩道の整備を図る。</li> </ul>
荒倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鬼女紅葉伝説を訪ねる自然探勝歩道として整備し、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>

	小谷温泉 雨飾山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨飾山への到達登山道の中で最も公園利用者が多い。必要性、場所を十分に検討した上で、公衆便所や標識等の整備を図る。</li> </ul>
	小谷温泉 金山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登山道の複線化を防ぎ、植生の保全を図る。</li> </ul>
	大渚山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大渚山への登山道として、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
	天狗原奥 西山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高連峰から奥西山への縦走登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山小 泉山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒姫高原から黒姫山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山新 道線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒姫山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒姫山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	霊仙寺戸 隠中社線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飯縄山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
園地	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用の拠点となる重要な施設で、自然探勝、展望、休憩、野外レクリエーション、情報提供等多様な利用に供するよう、地域の利用特性に応じた整備を行うものとし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 柵や標識、四阿等の付帯施設や修景緑化樹木が眺望の妨げにならないこと。</li> <li>● 駐車場の取付道路は、風致景観の保護上支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。</li> <li>● 総合案内標識は、駐車場等利用者の利便性が高い地点に整備すること。その他の標識は目的に応じて必要な場所に整備すること。可能な限り外国語を併記する。</li> <li>● 付帯施設は、風致景観に配慮した統一感のある外部意匠</li> </ul>

		<p>とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 園地の森林や湿原等は、自然環境の保全を十分に考慮した上で、良好な自然環境を公園利用者に提供できるよう適切な維持管理を行う計画があること。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者がゆったり滞在できる園地とするため、散策路やベンチ等の確保に努めること。園地からの主要展望方向に展望・眺望の妨げとなる工作物や植栽等が設置されている場合は、関係者が協力して対策を講ずるよう努めること。</li> </ul>
	五最杉集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宿泊施設に隣接しており、公園利用者が気軽に自然散策等を楽しめる園地とする。</li> </ul>
	いもり池集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いもり池は、妙高山の眺望に優れた展望地であり、ミズバショウ、ミツガシワ、サワギキョウ等の湿原植物も多いことから、植物観察や写生等を目的とした利用も多い。このため、こうした雰囲気を損なうことない、木道、橋梁、広告物等のデザインを統一させた、計画的な再整備を図る。</li> <li>● 駐車場、休憩所、公衆便所、芝生広場等の付帯施設については、全体的なゾーニングを考慮し、適切な場所に計画的な再整備を図る。</li> </ul>
	笹ヶ峰集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野営場があるので公園利用者が気軽に楽しめる自然探勝歩道等の整備を図る。</li> <li>● 複数整備されている自然探勝路を機能的に活用するため、案内や解説などの標識類を充実させる。</li> <li>● 冬季は積雪のより閉鎖される場所なので、整備される施設は積雪等に対応したものとする。</li> </ul>
	火打山川	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山へ至る登山道に近く、焼山の眺望に優れた展望地、休憩場所として整備を図る。</li> </ul>
	関温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉保養及びスキー利用者のための園地として整備を図る。園地の一部が冬期間スキー場として利用されていることから、これを考慮した計画とする。</li> <li>● 駐車場や公衆便所等既存施設の充実や適切な維持管理を図る。</li> </ul>
	燕温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉保養及び妙高山方面への登山者のための園地とし</li> </ul>

		て整備を図る。
赤倉	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉利用者が気軽に自然散策や休憩できる園地として整備を図る。</li> </ul>
赤倉山南麓	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 索道施設である赤倉山南麓線の終点に立地しているため、自然散策や山岳景観の展望利用のための園地として整備を図る。</li> <li>● 赤倉山南麓に広がる湿原を中心とした園地であり、施設の整備にあたっては、湿地や動植物に悪影響のないよう十分配慮するものとする。</li> </ul>
乙見湖	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山や金山の眺望に優れた展望地として、自然散策や自然とのふれあいのための園地として整備を図る。</li> <li>● 水辺利用者を対象とした施設の整備を図るとともに、湖畔の自然環境の保全を図る。</li> </ul>
笹ヶ峰東	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山麓県民の森のドイツトウヒ林や仙人池等の自然散策や休憩のための園地として整備を図る。</li> </ul>
鏡池 小鳥ヶ池 (戸隠集団施設地区)	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠連峰の眺望に優れた展望地として、自然探勝及び水辺利用者のための園地として整備を図る。また、水生動物及び鳥類の繁殖地として重要な池であるため、これらの保護に十分留意し、水質の汚濁を防止するものとする。</li> <li>● 駐車場、広場、園路、休憩所、公衆便所、自然解説標識等一体的な整備を図る。</li> <li>● 施設からの排水については、池を汚濁することのないよう十分に注意する。</li> <li>● 歩くスキー(クロスカンリースキー)やスノーシュー等冬期利用に供するため、公衆便所等必要な施設を開放する。</li> </ul>
一の鳥居	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の憩いの場として、自然を活かした園地を整備するものとし、現状施設の維持を基本とする。</li> <li>● レンゲツツジ等の保護を図るため、定期的の間伐、択伐を行う。</li> <li>● 修景のため樹木を植栽する場合は、当該地に生育する樹木と同種を使用する。</li> </ul>
飯縄原	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然探勝、休憩、展望等のための園地として整備を図る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の整備にあたっては、湿地や動植物の調査を行い、これらに影響のないよう十分注意するものとする。</li> <li>● 湿原に侵入した木竹の伐採等環境保全のために行う伐採は、専門家等の意見を参考にし、関係者が協力して適切に実施すること。</li> </ul>
菅川 野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の探勝及び水辺利用者を対象とした施設の整備を図るとともに、湖畔の自然環境の保全を図る。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に努める。</li> <li>● 施設からの排水については、野尻湖を汚濁することのないよう十分に注意すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 菅川園地については、整備のための水面の埋立は行わないこと。</li> <li>● 現地形及び植生を活かし、自然改変を最小限にとどめること。</li> </ul>
砂間ヶ崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然探勝、休憩、展望等のための園地として整備を図る。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に努める。</li> </ul>
古池・種池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 古来より民間信仰の対象ともなった池であり、オシドリ等水鳥の生息地としても知られている池であることから、周辺自然と一体化した自然観察のための園地として整備を図る。</li> <li>● 種池については、埋蔵文化財についても十分配慮するものとする。</li> <li>● 整備にあたっては、動植物等の調査を十分に行い、これらの繁殖を阻害しないよう注意するとともに、水利権者、土地所有者との調整を行う。</li> <li>● 施設からの排水については、池を汚濁することのないよう十分に注意する。</li> </ul>
霊仙寺	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ミズバショウやリュウキンカ等の湿原植物の観察等自然探勝利用のための園地として整備を図る。</li> <li>● 湿原に侵入した木竹の伐採等環境保全のために行う伐採は、専門家等の意見を参考にし、関係者が協力して適切に実施すること。</li> </ul>
鎌池（小谷温泉集団施設地区）	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鎌池周辺の自然探勝等の拠点として整備を図る。</li> <li>● 鎌池の水質保全に努める。</li> </ul>

	小谷温泉 (小谷温泉 集团施 設地区)	<基本方針> ● 自然観察のための歩道、休憩所、ベンチ及び樹名板、解説板等の整備を図る。
--	------------------------------	---



宿舎	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園の滞在拠点として自然とのふれあいや自然の中での休養といった機能を十分発揮できるような整備を行う。</li> <li>● 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和し、地域資源を活用した情報発信や自然探勝の情報提供を行うことができる魅力ある宿舎の整備を指導する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該施設が、主要展望地からの眺望の著しい妨げのないこと。</li> <li>● 宿舎事業の付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領」（昭和57年5月7日付け環自保第138号環境庁自然保護局保護管理課課長通知、平成7年4月25日付け環自国第153号改正）に従うこと。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● おもてなしの雰囲気を感じられる宿舎とするため、入口部分を良好なしつらいとするよう努めること。</li> </ul>
	五最杉集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然教育、自然探勝、スポーツ体験等の利用及び宿泊拠点として施設の充実を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 敷地面積に対する建築面積の割合（建ぺい率）は20%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超えている場合は、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離は、公園事業たる道路又はその他主に公園利用に供される道路に面している場合は路肩から10m以上、それ以外の道路の場合は路肩から5m、敷地境界線からは5m以上の距離をとること。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は既存壁面線の後退距離以上とする。</li> </ul>
	笹倉温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山山麓の田園に囲まれた静かな温泉地である。湯治や周辺の自然探勝利用者のための宿舎として整備を図る。田園風景や焼山を望む景観への影響を考慮した整備とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については従前の高さを超えないこと。</li> </ul>

		こと。
	梶山新湯	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集落から離れた雨飾山登山口にあり、雨飾温泉と呼ばれている。湯治及び雨飾山など登山の利用拠点として宿舎を整備する。駐車場、露天風呂等の施設は必要最小限の規模で計画的な整備を図るものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> </ul>
	横根山	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高原の保養地利用者のための宿舎として計画的な整備を検討する。</li> <li>● 整備を図る場合は風致景観の維持に努め、主要展望地からの風致景観を著しく改変させないよう配慮する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは13m以下とする。ただし、既に13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> </ul>
	高谷池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高谷池のほとりに位置し、火打山などの登山利用や周辺の湿原での自然学習のための宿舎として整備する。また、山岳地の環境保全のため、水が凍結する時期も考慮し適切な公衆便所の整備を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>建築物の高さは13m以下とする。ただし、既に13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</p>
	黒沢池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒沢池の北東部に位置する宿舎で、妙高山及び火打山の登山利用者のための宿舎として整備する。既存宿舎の増改築等を行う場合は、屋根の形状や色彩について全事業に共通する建築物の審査基準に合わせるよう指導する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>建築物の高さは13m以下とする。ただし、既に13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</p>
	関温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滞在型利用の促進を図る温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実を図る。温</li> </ul>

		<p>泉街としての良好な街並み景観形成にも配慮する。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	燕温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滞在型利用の温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実を図る。温泉街としての良好な街並み景観形成にも配慮する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	赤倉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スキー及び滞在型温泉利用者等のための宿舎として整備する。温泉街としての良好な街並み景観形成にも配慮する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山の眺望を考慮して、標高 800mを整備の上限とし、これ以上の標高における既存施設以外の新たな宿舎の建設は認めない。</li> <li>● 建築物の高さは下記のとおりとする。ただし、既に基準を超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法施行規則第 11 条第 37 項の基準の特例地区 20m以下</li> <li>・上記特例地区以外 15m以下</li> </ul> </li> </ul> <p>(イ) 外部意匠・色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園指定前に開業した赤倉観光ホテルが地域のシンボルとなっていることから、赤倉地区の宿舎については当該ホテルのシンボルである赤錆色系の屋根に倣うことで地域らしさを出すこととし、屋根の色彩は、全事業に共通する建築物の項目で規定された色のほか、赤錆色系も可とする。ただし、周辺の風致景観と調和を図るよう</li> </ul>

		<p>十分留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	池の平	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滞在型利用の促進を図る温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実及び良好な街並み景観形成を図る。</li> <li>● 汚水及び雑排水は、いもり池及びいもり池に流入する河川に排出しないものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山の眺望を考慮して、概ね標高 800mを整備の上限とし、それ以上の標高における新たな宿舎の建設を認めない。</li> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 当該施設が主要展望地のいもり池から妙高山方面の眺望の著しい妨げとなる場合は、認めないものとする。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は、赤倉池の平線道路（車道）沿いの一部区間（あらきん商店から池廻屋旅館まで）では、落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	杉野沢	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スキー場利用者等のための宿舎として整備するが、道路が冬期閉鎖される地域であり、また 公園区域外の杉野沢集落には既に民宿街が形成されていることから、新たな宿舎の積極的導入は行わないものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 備は、公園境界から杉野沢笹ヶ峰線道路（車道）沿いの標高 1,050mまでの区間とする。</li> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離は、杉野沢笹ヶ峰線道路(車道)に面している場合は路肩から 20m以上、その他の道路に面している場合は路肩から 5m以上、敷地境界線からは 5m以上の距離をとること。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> </ul>

<p>戸隠集団 施設地区 (越水地区)</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠高原の高原景観を維持し、湿原等の植生の保全に努めるものとし、旧来より実施されてきた自主規制を尊重し取扱いを定めるものとする。また、本地区は鳥居川源流、長野市水源地となっているため、排水については特に注意するものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 150 人とする。ただし、既に収容力が 150 人を超えている施設の増改築又は建替えの場合は、従前の収容力を超えないこと。</li> <li>● 建築物の高さは 13m以下とする。ただし、既に高さが 13 mを超えている施設の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 20%以下とする。ただし、既に建ぺい率がこれを超える施設の場合、従前の建ぺい率を超えないこと。</li> <li>● 総建築面積は 1,000 m<sup>2</sup>以下とする。ただし、既に総建築面積がこれを超える施設の場合、従前の総建築面積を超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離について、道路に面している場合は、路肩から 10m以上、敷地境界線からは 5 m以上の距離をとること。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
<p>戸隠集団 施設地区 (中社地区・宝光社地区)</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠神社中社及び宝光社を中心とした独特な集落景観を維持するよう努めるものとする。また、狭隘な地形であるため、土地の有効利用を図るものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 150 人とする。建築物の高さは 13 m (屋根勾配確保等意匠上の配慮のため、特に必要と認められる場合は 15m) 以下かつ地上 3 階以下とする。ただし、既に高さが 13mを超えている施設の場合は、従前の施設の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は特に定めないが、極力空き地を設けること。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離について、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> <li>● 運動施設は、狭隘な土地であるため余地が十分にある場合に限り認める。</li> </ul>

		<p>(イ) 外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 独特な集落景観の主要素となっている茅葺屋根については極力保存するよう努めること。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	縦ヶ崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖探勝利用者のための宿舎として整備する。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に努める。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 200 人とする。</li> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15m を超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 20%以下、総施設面積率（同一敷地内にあるすべての工作物（建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分水平投影面積の和）は 40%以下とする。ただし、既存施設でこれを超えている場合は、従前の規模を超えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、湖畔、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> </ul> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 栈橋、舟遊施設については、既存施設を維持管理し、新增築は行わないこと。</li> </ul>
	松ヶ崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の水質保全に配慮するものとする。土石等を野尻湖へ崩落させないように措置する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 200 人とする。</li> <li>● 建築物の高さは 13m以下とし、当該地に生育する樹木と同種の樹種による修景植栽を施す。ただし、既に 13m を超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 10%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超えている場合は、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、湖畔、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> </ul>
	菅川	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖最奥部に位置し、風致景観上重要な地区であることから、統一感のある配置、デザイン等を定め、自然環</li> </ul>

		<p>境の保全に配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の水質保全に配慮するものとする。土石等を野尻湖へ崩落させないように措置する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 50 人とする。</li> <li>● 高さは 13m以下とし、当該地に生育する樹木と同種の樹種による修景植栽を施す。ただし、既に 13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 20%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを越えている場合は、従前の建ぺい率を越えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、野尻湖周廻線（車道）道路から 10m以上、その他の道路及び敷地境界線から 5 m以上、湖岸線から 18m以上離すこと。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> <li>● 詳細については、事業決定を行う際に定めるものとするが、原則として施設は公園事業道路（野尻湖周廻線道路（車道））の東側に整備すること。</li> </ul>
	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖探勝のための宿舎として整備する。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に特に配慮するものとする。土石等を野尻湖へ崩落させないように措置する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 150 人までとし、収容力 20 人以上の宿舎を事業施設として取扱う。建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に高さが 15mを超えている施設の場合、従前の高さを超えないこと。また、階数は地上 3階以下とする。</li> <li>● 建ぺい率は 40%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超える場合、従前の建ぺい率を越えないものとする。</li> <li>● 総施設面積率（同一敷地内にあるすべての工作物（建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分水平投影面積の和）は 60%以下とする。ただし、既に総施設面積率が 60%を超える施設の場合、従前の総施設面積率を越えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、湖岸線、道路及び敷地境界線から極力離すよう努める。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>

	霊仙寺	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スキー及び周辺の自然探勝場利用者等のための宿舎として整備する。</li> </ul>
	小谷温泉 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 湯治場としての雰囲気を壊さぬよう、宿舎の外部意匠等に配慮する。</li> <li>● 雪崩、地滑り等の危険の少ない勾配30%以下の土地に整備するものとし、採草地等の利用を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大150人とする。建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に高さが15mを超えている施設の場合、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、道路及び敷地境界線から5m以上の距離をとる。ただし、既に基準を超えている場合には、現状の距離より接近させないこと。</li> </ul> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車場は敷地内に設けることとし、必要最小限の規模とすること。</li> <li>● し尿処理槽、雑廃水処理槽、貯油タンク、貯水槽等は原則として地下埋設とすること。ただし、地形、技術及び管理上等、やむを得ない場合はこの限りではない。</li> <li>● 土砂流出防止のためやむを得ず擁壁等を設ける場合は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを使用すること。</li> </ul>
避難小屋	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火山噴火、土砂災害及び冬期積雪に配慮した安全な位置に建設する。</li> <li>● 堅牢な施設構成とする。特に火山噴火の懸念がある地域に関しては、緊急時に対応できる施設とすること。</li> <li>● 維持管理が容易となるような建物配置・構成とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記基本方針によるほか、原則として1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(1) 建築物、全域、審査基準(ア) 外部意匠・色彩・材料(イ) 付帯施設と同様の基準とすること。</li> </ul>
	南地獄谷	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山南地獄谷に位置し、登山利用者等のための避難小屋として充実を図る。</li> <li>● 無人施設であるため、施設及び備品等の定期的かつ適切</li> </ul>



		な維持管理を図る。
	富士見峠	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山西麓に位置し、登山利用者等のための避難小屋として充実又は適切な維持管理を図る。</li> <li>● 無人施設であるため、施設及び備品等の定期的かつ適切な維持管理を図る。</li> </ul>
休憩所	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖探勝利用者のため、休憩、展望、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</li> <li>● 公園内の休憩施設として、周辺の風致景観との調和を図り、快適な利用を提供する施設とする。</li> <li>● 当該施設が主要展望地からの風致景観を著しく改変させないように留意する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下、階数は3階以下とする。ただし、既に高さが基準を超えている施設の場合、従前の高さ又は階数を超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は40%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを越えている場合は、従前の建ぺい率を越えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離は、道路からは3m以上、湖岸線及び敷地境界線からは1.5m以上離すこと。ただし、敷地の形状等やむを得ない場合は道路、湖岸線湖畔及び敷地境界線から極力離すよう努める。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● おもてなしの雰囲気を感じられる宿舎とするため、入口部分を良好なしつらいとするよう努めること。</li> </ul>
展望施設	竜宮崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖と黒姫山を望む展望施設として整備する。</li> <li>● 適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> <li>● 必要性を十分に検討した上で、展望・眺望の支障となる木竹の伐採や周辺の林分の適切な維持管理を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 柵や標識、四阿等の付帯施設や修景緑化樹木が眺望の妨げにならないこと。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者がゆったり滞在できる展望施設とするため、ベンチ等の確保に努めること。</li> <li>● 展望施設からの主要展望方向に展望の妨げとなる工作物や植栽等が設置されている場合は、関係者が協力して対策を講ずるよう努めること。</li> </ul>

野営場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園内の野営施設として、周辺の風致景観との調和を図り、快適な滞在を提供する施設とし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> <li>● 快適な木陰を確保するために高木の保存を行うとともに、適正な林間を確保するよう努める。</li> <li>● キャンプサイト等の造成にあたっては、平坦地で排水が良く多湿でない箇所を選定し、支障木の伐採は必要最小限とする。</li> <li>● 建築物の間隔を十分にとる等密集した印象を与えないよう努める。</li> <li>● ツキノワグマ等の野生動物を誘引しないよう、ゴミは適正に管理する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ファイヤーサークルの設置は、周辺の植生に影響を及ぼさず、火災の危険の少ない空き地に設けるものとし、ファイヤーサークルの設置場所以外でのキャンプファイヤーは禁止する。公園利用者には、キャンプファイヤーを行う際には野営場管理者へ届出等を行うよう指導し、火災予防を呼びかける。</li> <li>● キャンプサイト等の排水路については特に注意し、浸食等がおこらないようにする。</li> <li>● キャンプサイトは裸地が生じないように、適切に緑地として維持管理する。</li> </ul>
	笹ヶ峰	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広葉樹の自然林の中にある良好な雰囲気を持しながら、常設及びフリーテントサイト及びオートキャンプ場の整備を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物については、高さは10m以下とし、公園事業たる道路、その他主に公園利用に供される道路の路肩から10m以上、上記道路以外の道路から5m以上、敷地境界線から5m以上とること。ただし、既存建築物の上記の規定を超える場合は、従前の高さを超えないものとし、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> <li>● 歩道は砂利敷等舗装を伴わない道とする。ただし、管理用道路を兼ねる場合には舗装も可とする。</li> <li>● 歩道(管理用道路含む)又は自転車道に縁石を設ける場合は自然石を使用する。</li> <li>● 建築物と前面道路との間には緑地帯を設けること。</li> </ul>

	高谷池 黒沢池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山及び火打山の登山者が利用する野営場として整備を図る。</li> </ul>
	戸隠牧場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年及び家族利用が中心となる野営場として、オートキャンプサイト及びフリーサイトの整備を図る。</li> <li>● 公園利用者の利便性を高める付帯施設については、必要性を検討した上で整備を行う。</li> </ul>
	菅川	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の風致景観を活かした野営場として整備を図る。</li> </ul>
	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の風致景観を活かした野営場として、砂間ヶ崎から樅ヶ崎を結ぶ線の西側に整備を図る。</li> </ul>
	小谷温泉 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨飾山の登山者及び家族利用が中心となる野営場として整備を図る。</li> </ul>
運動場	池の平	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園内の運動場施設として、周辺の風致景観との調和を図り、大規模な立木伐採を避ける。</li> </ul>
舟遊場	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（6）栈橋、野尻湖によるほか、以下の方針とする。</li> <li>● 公園利用者が自然の水面を利用して舟遊びを行うために設ける施設として整備する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（6）栈橋、野尻湖によるほか、以下の基準による。</li> </ul> <p>(ア) 位置・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とし、階数は地上3階以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は40%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超えている場合は、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 建築物は湖岸線、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> <li>● 浮栈橋は必要最小限の長さとする。</li> </ul>

スキー場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園のスキー場であることに鑑み、緑地を極力残置するとともに、土地の起伏を極力活かすこととする。</li> <li>● 車道沿線や宿舎に近接する緩斜面については、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場としてのスキー利用以外の活用を地域において検討すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号環境庁自然保護局長通知）によるほか、以下の基準による。</li> <li>● スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び付帯施設）の新設、改良又は増設は、必要最小限にとどめる。施設の整備にあたっては、山岳景観に著しい影響を与えない場合に限る。また、周辺水源に悪影響を与えないよう配慮する。なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。</li> </ul> <p>(イ) スキー場施設の位置及び配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、以下の標高を超えないこと。また、良好な自然林にかかるもの等は既定の標高以下においても認めないものとする。</li> </ul> <p>妙高高原地域：標高 1,700m未満  ※ゲレンデは標高 1,300m未満</p> <p>戸隠地域：標高 1,500m未満  ※怪無山（戸隠）は事業決定の区域を超えないこと。</p> <p>ただし、次の場合には、必要最小限の延長を認める場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園核心部の自然環境に影響を与えるものでないこと。</li> <li>(2) 山岳景観に著しい影響を与えるものでないこと。</li> <li>(3) コース開設に伴う大径木の伐採がわずかであること。</li> <li>(4) 大規模な地形の改変を伴うものでないこと。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付帯施設のうち、避難小屋を除く建築物の新築、改良又は増築の位置は、以下の標高を超えないこと。</li> </ul> <p>妙高高原地域：標高 1,100m未満  ※休憩所は標高 1,300m未満</p> <p>戸隠地域：標高 1,200m未満  ※怪無山（戸隠）は標高 1,400m未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲレンデ及び滑降コースの配置にあたっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる土地、</li> </ul>
------	----	--

		<p>災害発生危険地等の土地を避けること。</p> <p>(ウ) スキー場施設の規模、構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滑降コース <p>新設又は増設コース幅は、原則として 50m (妙高高原地域の標高 1,300m を超える場所では 30m) を超えないこと。ただし、既に 50m を超えている既存滑降コースの改良については、改良前のコース幅を越えないこと。なお、公園利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース幅を 50m (妙高高原地域の標高 1,300m を超える場所では 30m) を多少超えることもやむを得ない。</p> </li> <li>● ゲレンデ <p>ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点又は中継点で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめること。</p> </li> <li>● 滑降コース及びゲレンデの造成方法 <p>滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備にあたっては、原則として自然地形のまま滑降コース又はゲレンデとし、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう配慮すること。跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずること。また山岳の景観維持には、特に配慮すること。</p> </li> <li>● スキーリフト (ゴンドラを含む) <p>(1) スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として 50% を越えないこと。ただし、縦断勾配が 50% 以下であっても、積雪による施設又は公園利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更すること。</p> <p>(2) 山頂駅舎は、管理上必要最小限の規模とすること。</p> <p>(3) リフト支柱の色彩は、こげ茶色系とすること。</p> </li> <li>● 付帯施設 <p>(1) 避難小屋は高さ 8 m 以下かつ建築面積 40 m<sup>2</sup> 以下とすること。</p> <p>(2) 休憩所は高さ 8 m 以下かつ建築面積 200 m<sup>2</sup> 以下 (高さ 8 m 又は建築面積 200 m<sup>2</sup> を越えている建築物の増改築又は建替え若しくは災害復旧のための新築にあたっては、既存の建築物の高さ又は建築面積) とすること。</p> <p>(3) 休憩所、避難小屋を除く建築物は高さ 13m (高さ 13 m を越えている建築物の増改築又は建替え若しくは災害復旧のための新築にあたっては、既存の建築物の高さ) を越えないこと。</p> <p>(4) 廃水処理施設は、必要最小限の適正な規模とし、浄化槽を設ける場合には、水質汚濁防止法及び市町、地区、用水の基準を満たすものとする。</p> <p>(5) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設</p> </li> </ul>
--	--	---

		<p>は、大幅な地形変更を生ずるような構造を避けること。</p> <p>(6) リフト支柱、搬器等には、商品名等を掲出しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その他</li> </ul> <p>(1) スキー場内の放送等音響や人工造雪機の使用については、必要最小限とすること。</p> <p>(2) 融雪防止剤等は、自然環境への悪影響が懸念されるため使用しないこと。</p>
	五最杉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては妙高山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>
	関温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地域で12月から春スキーの時期まで利用可能なスキー場である。初心者から中・上級者向きのコースとして整備する。</li> </ul>
	燕温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地域で12月から春スキーの時期まで利用可能なスキー場である。現在営業はしていないが、再度営業を行う場合には中・上級者向きのコースとして整備する。</li> </ul>
	赤倉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲレンデが縦横に広がる変化に富んだスキー場でジャンプ台も整備されている。より充実した維持管理と安全確保に努める。</li> </ul>
	池の平	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の整備や運営にあたっては、風致景観及び自然環境の保全、冬期以外の公園利用との調和に十分配慮するとともに、公園利用者の安全に配慮する。</li> </ul>
	杉野沢	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ロングコースを持つスキー場である。初心者から中・上級者向きのコースとして快適性、安全性を考慮した整備する。</li> </ul>
	怪無山	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初心者から中・上級者向きのコースとして整備する。整備にあたっては瑠璃山、怪無山の景観に著しい影響のないよう配慮し、戸隠連峰の展望を阻害しないようにすること。</li> </ul>
	飯縄山南麓	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては</li> <li>● 飯縄山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>

	黒姫山東麓	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては黒姫山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>
	霊仙寺	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては飯縄山、霊仙寺山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>
	小谷温泉 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来から茅場として利用されてきた地域を利用し、新たな森林の伐採によるスキー場造成は避ける。</li> <li>● 施設は、リフト等最小限とし、駐車場等は小谷温泉整備計画区に整備する。</li> </ul>
乗馬施設	戸隠牧場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠牧場を訪れる公園利用者の利用に供するための馬場等を整備する。</li> <li>● 公園利用者の安全確保に十分注意する。</li> </ul>
駐車場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園計画に合致する駐車場は、原則として公園事業として把握することとする。公園内の駐車場として、快適な利用を提供する施設とし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> <li>● 土地の形状変更は必要最小限にするとともに、可能な限り樹木を残置するものとする。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広大な駐車場の印象とならないため、緑地帯や地形にあわせた高低差等により、適宜分節を図る。</li> </ul>
	赤倉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 四季を通じた公園利用者に対応する駐車場として整備する。多雪地域であるため除雪体制の充実により駐車場の利用に支障がないよう配慮する。</li> </ul>
	戸隠牧場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠牧場周辺の自然探勝及び高妻山登山者のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>
	戸隠奥社 入口	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠神社奥社周辺の公園利用者のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>

	戸隠集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然、史跡探勝のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>
	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖周辺の公園利用者のための駐車場として整備を図る。</li> <li>● 既存の公共駐車場を維持管理し、拡張及び新設は行わないものとする。</li> </ul>
	小谷温泉集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小谷温泉及び雨飾山登山の公園利用者のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>
運輸施設 (索道運送施設)	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 場所の特性や公園利用者層に鑑み、公園利用者が主要展望地への移動手段として、利用する索道として整備する。利用拠点のユニバーサルデザインに配慮した整備を検討する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅舎及び支柱等の施設の規模は必要最小限とする。</li> </ul>
	妙高山麓赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山中腹の標高 1,260mからの山岳風景や野尻湖の展望、前山中腹のブナ林までの自然散策、南地獄谷経由の妙高山登山などの自然体験を提供するとともに、冬期にはスキー場利用者のゴンドラとして利用し、通年利用施設として整備する。</li> <li>● 歩道以外への入り込み防止や高山植物の盗掘防止のため、事業者及び関係機関による公園利用者指導を行う。</li> <li>● ゴンドラ終点駅での公園利用者のトイレについては、レストランのトイレを使用するものとし、浄化槽の適切な管理を行う。</li> <li>● ゴンドラ終点駅付近からの自然探勝路、休憩所、案内板、標識等の整備を図る。</li> <li>● 自然探勝歩道については、自然植生に配慮しながら、散策に必要最小限の下草刈り等を実施する。その際には、植生保全の観点から関係機関と十分に調整するものとする。</li> </ul>
	赤倉山南麓線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然散策、野尻湖の展望利用のための索道として整備を図る。</li> <li>● 自然探勝歩道については、自然植生に配慮しながら、散策に必要最小限の下草刈り等の維持管理を関係者が協力して実施する。その際には、植生保全の観点から関係</li> </ul>



		<p>機関と十分に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゴンドラ終点駅付近からの自然探勝路休憩所、案内板、標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山東麓線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然散策、野尻湖の展望利用のための索道として整備を図る。</li> <li>● 歩道以外への入り込み防止や高山植物の盗掘防止のため、事業者及び関係機関による公園利用者指導を行う。</li> <li>● 自然探勝歩道については、自然植生に配慮しながら、散策に必要な最小限の下草刈り等を地元住民及び各スキー場関係者が協力して実施する。その際には、植生保全の観点から関係機関と十分に調整する。</li> <li>● 付帯施設の整備にあたっては、起伏の少ない平坦な自然探勝歩道とし、より多くの人々が当該地域周辺の自然とふれあえるように、ユニバーサルデザインを必要に応じて導入する。</li> </ul>
運輸施設 (係留施設)	野尻湖	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(6) 棧橋、野尻湖と同様の方針とする。</li> </ul> <p>&lt;審査の基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(6) 棧橋、野尻湖と同様の基準とする。</li> </ul>
植物園	戸隠森林植物園	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な植物の生育地であり、また、鳥類の繁殖地としても重要な地点であることから、これらの保全に努める。</li> <li>● 戸隠地域の自然散策の拠点としての施設整備を図る。</li> <li>● 自然環境の保全及び公園利用者の安全確保に留意した上で、冬期の歩く利用も積極的に推進する。</li> <li>● 植物園内で重機を入れる等の大規模な工事を行う場合は、積雪期に行うこと。</li> </ul>
博物展示施設	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>当国立公園及び地域の自然環境や歴史、文化を総合的に情報発信するため必要な整備を行う。主要道路からの視認性を考慮した配置とする。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物は木材や石材など自然素材を多用した設計とするよう努めること。</li> <li>● 建築物は年間を通じて維持管理が容易となるような建</li> </ul>

		物配置・構成とする。特に冬期対策を充実させ、豪雪にあっても除雪作業が最小となるような雪仕舞いを検討する。
	いもり池 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当国立公園を代表する拠点施設であるため、妙高高原地域のほか当国立公園の全体的な自然、歴史等を解説するための施設とする。</li> <li>● カフェ併設等ゆったり時間を過ごせる施設とする。</li> <li>● 地域の自然保護活動の活動拠点としての施設とする。</li> <li>● インフォメーション機能の充実を図る。</li> <li>● 四季を通じて観察会等の自然とのふれあい行事を開催する。</li> <li>● 地元住民や観光業者と連携のとれた運営体制とする。</li> </ul>
	戸隠集団 施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠地域に加え当国立公園全体の自然及び人文等を解説するための施設として整備を図る。</li> </ul>
ゴルフ場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存施設の区域内による整備にとどめるものとする。 整備にあたっては妙高山の景観に著しい影響のないよう建築物や植栽木等の配置に留意する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア)規模・構造</p> <p>ア 既存施設の規模にとどめるものとする。</p> <p>イ ゴルフコースの付け替えについては、公園利用者の安全を図る等、利用面での改善を図るとともに、風致景観の保護上の影響のないものとする。</p>

## VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

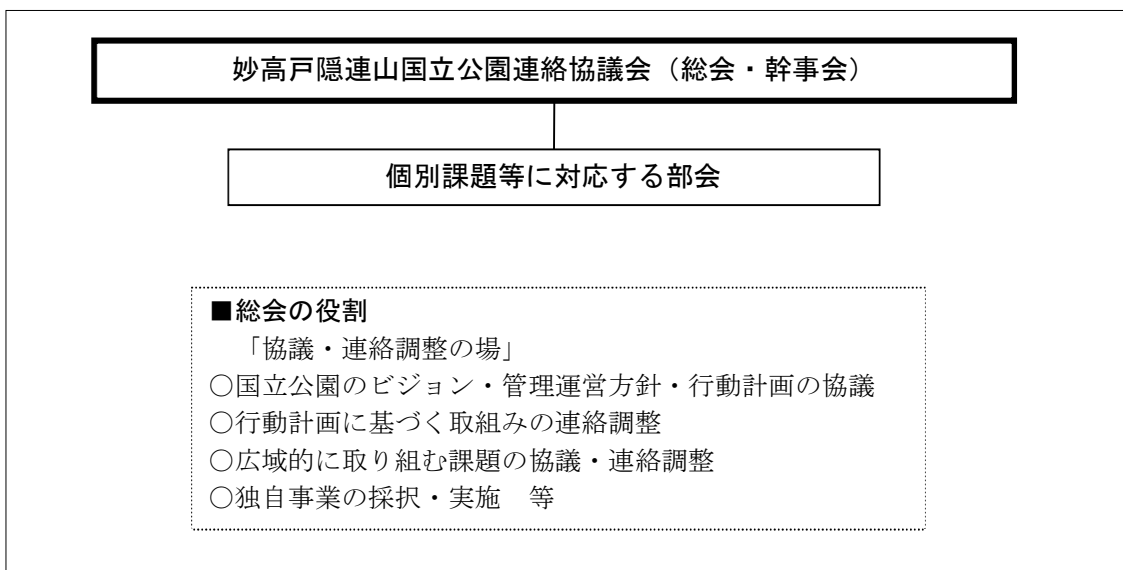
妙高戸隠連山国立公園は、「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」（以下、「連絡協議会」）のもと、協働型管理によって国立公園の保護及び利用を促進することとする。連絡協議会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自然環境の保護と利用に関する情報の共有化
- (2) ビジョン、管理運営方針及び行動計画に関する事項
- (3) 広域的に取り組むべき課題の検討及び解決
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

事業の実施にあたっては、具体的な取組内容及び役割分担を記載した行動計画を協議会でつくり、協働で取り組むこととする。また、事業の進捗を PDCA サイクルによって管理するとともに、連絡協議会の下部組織として、必要となる部会を設置し、連絡協議会構成員が主体的に国立公園の管理に取り組むこととする。

<連絡協議会 運営体制（イメージ）>

必要に応じて部会もしくはワーキンググループを設置



### 連絡協議会の構成員

- ・ 関係行政機関（環境省、林野庁、県、市町村）
- ・ 関係団体・個人（エコツーリズム関係者、地域振興関係者、博物館関係者、山岳ガイド、観光協会・DMO）
- ・ 有識者（国立公園の協働型管理、登山道、エコツーリズム、景観 などの分野の専門家）

